独立行政法人 石油天然ガス·金属鉱物資源機構の概要

平成15年11月27日 経済産業省 資源エネルギー庁

1. 資源機構、石油公団及び金属鉱業事業団の概要

石油公団

- 1. 設立:昭和42年10月2日
- 2.事業規模:1,951億円(14FY予算)
- 3.職員数:役員10名(総裁、副総裁、理事6名、監事2名)
 - 職員352名
- 4. 主たる事務所:東京都千代田区

金属鉱業事業団

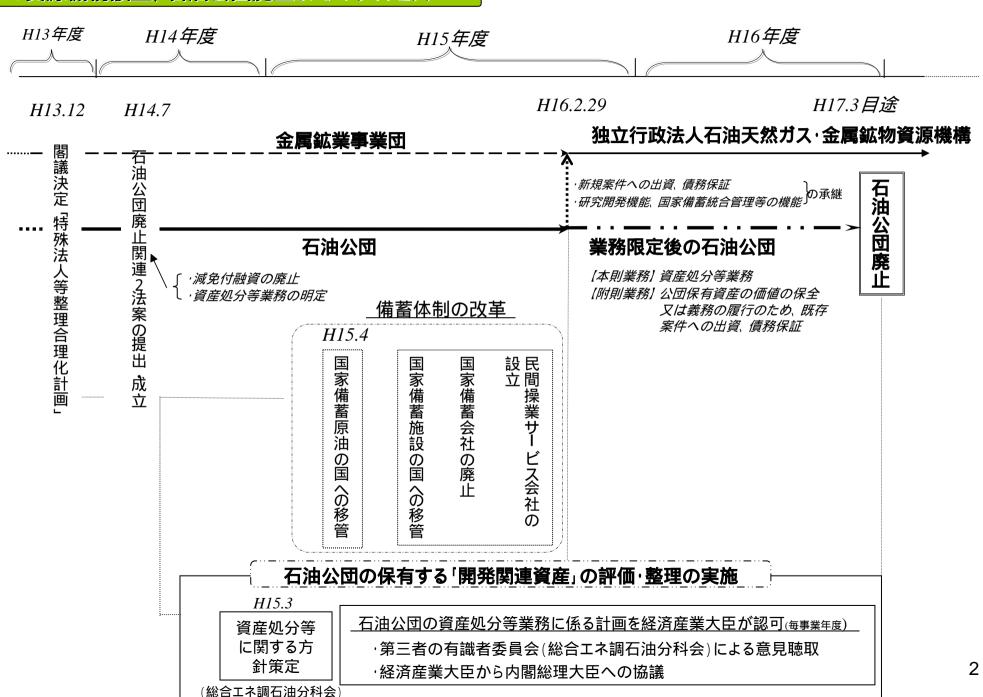
- 1. 設立:昭和38年5月20日
- 2. 事業規模: 93億円(14FY予算)
- 3.職員数:役員7名(理事長、理事5名(非常勤1名含む)、監事1名)
 - 職員188名
- 4.主たる事務所:東京都港区



独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

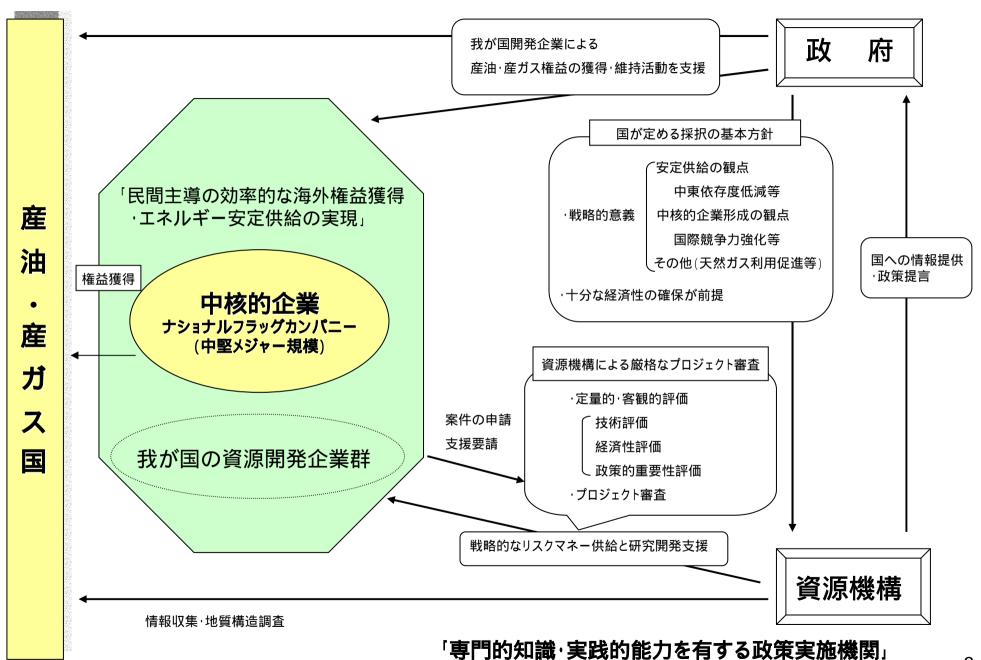
- 1.設立:平成16年2月29日(予定)
- 2. 事業規模: 1,999億円(16FY概算要求ペース)
- 3.職員数:役員10名(理事長、副理事長、理事6名、監事2名)
 - 職員458名
- 4. 主たる事務所: 神奈川県川崎市

2. 資源機構設立、石油公団廃止までのプロセス



3. 資源機構設立後の新たな石油・天然ガス資源開発体制

平成15年3月総合エネ調答申「石油公団の開発関連資産の処理 に関する方針」の記載内容を以下に図示



4.独立行政法人化による業務の統合改廃について

資源機構 石油公団 資源探鉱 開発支援業務 石油・天然ガス 探鉱·開発支援業務 (民間主導のプロジェクトの支援) 支援対象を厳選 (自主開発原油の目標達成) ▶・出資によるリスクマネー供給 支援割合を50%へ 出資・成功払い融資による (支援割合5割) リスクマネー供給(支援割合7割) ・開発プロシェクトに対する債務保証 ・開発プロジェクトに対する (支援割合5割) 支援対象を厳選 債務保証(支援割合6割) ・公正かつ透明な採択 支援割合を50% ・公正かつ透明な採択 ・適切な資産管理・資産処分 ×廃止する業務 (成功時・失敗時に処分) ・成功払い融資 非鉄金属 ・事業化される見込みの高い優良案件 技術開発業務 に重点化 ・公正かつ透明な採択 ・適切な資産管理・資産処分 備蓄業務 (成功時・失敗時に処分) (地質構造調査の企業負担については、 ·資金調達 4年目以降引き上げ) ・備蓄原油、土地の保有 ・民間備蓄事業者への融資等 技術開発業務 ・政策や民間のニーズに基づき 戦略的・重点的に推進 玉 出資・原油の寄託 · 厳格な外部評価 · 定量的評価 ■·備蓄石油の保有 ・基地施設・土地の保有 備蓄業務 国家備蓄会計 · 資金調達 ·国備石油管理委託 ·石油国備基地施設の保有 石油等国家備蓄の統合管理 ·基地管理委託 8社 LP国備基地建設委託 ·石油国備基地の操業 希少金属鉱産物備蓄 ·LP国備基地の建設 1社 ·LP国備基地建設·統合管理 ・民間備蓄事業者への融資等 委託 鉱害防止支援業務 ・融資(平成19年度までに休廃止 操業サービス会社 を含めた見直しを実施) ・国備石油基地の操業を受託 調查指道

金属鉱業事業団

探鉱·開発支援業務

×廃止する業務

- ・国内における地質構造調査業務 (広域調査~15FY、精密調査~18FY)
- ·元本減免付融資
- · 金属鉱業経営安定化融資
 - ·資源探鉱出融資 ·債務保証
 - ·地質構造調查

技術開発業務

備蓄業務

×廃止する業務

· 金属鉱産物備蓄資金融資

·希少金属鉱産物備蓄

鉱害防止支援業務

- ·融資·債務保証
- ·調査指導

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 中期目標(案)のポイント

平成15年11月27日経 済 産 業 省 資源エネルギー庁

1.基本的考え方

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「資源機構」という。) の使命は、資源(石油、石油ガス、天然ガス及び非鉄金属鉱物)の安定的な供給を確保 するため、以下の業務を実施し、我が国経済の発展を支えることにある。

- (1)我が国企業による資源探鉱・開発事業の支援
 - 出資、融資(非鉄金属)、債務保証、情報提供、地質構造調査、技術開発等
- (2)資源(石油・石油ガス、希少金属鉱産物)の国家備蓄統合管理等
- (3)地方自治体、民間企業による鉱害防止事業の支援(融資、技術指導等)

公正かつ透明な業務運営の下、以上の業務を、資源機構の有する資源に関する 知見と技術力を一体的、有機的に活用し、効果的に遂行する。

このため個々の職員の専門知識・高度な実践的能力を確保し、資源開発・備蓄、 鉱害防止に関する資金供給、情報収集、技術開発支援等の専門家集団として機 能する。

特に、石油等の資源探鉱・開発の推進においては、

- i)中核的企業により担われる「効率的な海外権益獲得・エネルギー供給の実現」
- ii)資源機構による「戦略的なリスクマネー供給と研究開発支援」
- iii)政府が推進する「積極的な資源外交」

が役割分担を明確にしつつ、三位一体となって機能する中での専門的な実施機関として、中核的企業を始めとする健全な開発企業を育成する観点から、我が国の資源探鉱・開発を戦略的に支援する(総合エネルギー調査会「石油公団が保有する開発関連資産の処理に関する方針」(平成15年3月)。

2 . 中期目標(案)のポイント

I. 中期目標の期間

約4年1か月

II.業務運営の効率化

統合法人のメリットを活かし、かつ、定量的目標を設定し、効率的に業務を遂行

(1)定量的コスト削減目標の設定

資源機構全体の一般管理費(退職手当を除く。)について特殊法人比(資源機構への移行相当分。以下同じ) 15%以上削減する。また、運営費交付金を充当して行う業務経費についても特殊法人比4%以上削減する。

石油国家備蓄統合管理業務、希少金属鉱産物国家備蓄業務について、定量的目標を設定する。

【以下の削減目標を中期計画に明記

石油備蓄・・間接業務経費については特殊法人比10%以上の削減、直接業務経費(長周期の大規模修繕費、公租公課等を除く。)については中期目標期間中の総額を過去の実績から実質2%以上の削減、長周期の大規模修繕費等についても、工事単価の見直し等によりコストを極力抑制

希少金属備蓄・・管理費用について特殊法人比10%以上削減】

(2)統合法人のメリットを生かし簡素かつ柔軟な組織構造の実現

人事、経理、広報等の共通管理部門を統合・簡素化する。

組織構成(部、課)等の大括り化(グループ、チーム)による人材の集中柔軟かつフラットな組織とし、意志決定の迅速化と決裁期間の短縮を実現する。

(3)定期的な業務の見直し等

資源機構全体の業務の評価・見直しを、定期的に実施する。

監査役の監査に加え、内部監査をマニュアルに基づき適正に実施する。

資源探鉱・開発プロジェクトの採択や管理、終了につき、手続きや判断基準・ 審査基準を予め明確化・公表するとともに、実績・事例を踏まえ定期的に見直 す。

III. 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上

徹底した職員の専門能力を確保し、外部専門人材を積極的に活用することにより 高度な業務の質を達成

情報公開と外部評価により、公正かつ透明な業務運営を確保

1.共通項目

(1)職員の専門性の向上と外部専門家の積極的な活用

職員の専門知識、高度な実践的能力を確保するため、研修、出向等を活用した 人材育成を十分に実施する。

資源探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・債務保証業務及び資源開発関連の技術開発については、内外の専門家、外部研究者等を積極的に活用する。 外部専門家委員会を分野毎に設置し、業務の評価・意見を運営に反映させる。

(2)公正かつ透明な業務運営の確保

以下の情報をホームページ等により開示し、業務内容や運営状況を積極的に国 民に明らかにする。

- ・業務方法書、各種細則、審査基準、
- ・財務諸表(全部連結による連結ベース)、行政コスト計算書
- ・出融資等の採択理由、採択終了案件、業務の実績及び損失処理額
- ・出資先企業の事業内容、財務状況及び役員経歴等

利用者の利便性向上のため、申請手続きを改善し、審査期間を短縮する。

【定量的目標(資源開発及び鉱害防止関連は6週間、その他4週間以内)を中期計画に明記】

2. 個別業務

(1)探鉱開発支援

事業の評価・審査部門の各プロジェクト推進部門との分離・一元化

適切なプロジェクトの採択・管理

石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの出資・債務保証については、

・プロジェクトの採択に当たっては、国が定める採択の基本方針に基づき、定量的な技術評価(埋蔵量の確率分布、試掘成功確率評価等)経済性評価(投資収益率(ROR)評価、期待現在価値(ENPV)評価)及び政策的重要性の評価を実施する。

加えて、産油国との契約条件や、民間主導型の経営主体が構築されるかどうか、中心となる民間株主の事業実施能力が十分かどうか検討する。

以上について、厳正に評価し、機構が採択決定する。

・プロジェクトの管理については、毎年、長期資金収支見通し(キャッシュフロー) を作成し、プロジェクトの達成度を評価する。

この結果、生産開始により安定的な収入確保の見込みが立ち、政策的観点からも資源機構による株式保有の必要性が低下したプロジェクトについては、原則、株式を売却する。また、政策的重要性及び経済性を満たす見込みがなくなったプロジェクトは適切に処分する。

非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・債務保証については、

- ・案件採択に当たって、地質鉱床ポテンシャル、経済性等に係る審査を適切に実施し、我が国企業等が参加した鉱山開発に引き継がれる可能性の高い優良案件に支援を重点化する。
- ・プロジェクト管理についても、案件毎に事業性評価、資金使用状況の調査を定期的に行い、株式の売却・処分、追加担保の徴収等の措置を講じる。

技術開発の重点的な実施と厳正な外部評価に基づく成果の向上

技術開発プロジェクトについては、資源機構の業務や我が国企業に活用される 技術や資源国との関係強化に寄与する技術の開発等に対象分野を重点化する。 費用対効果分析による厳格な外部評価を実施し、その結果を公表する。

国民、企業等のニーズを踏まえた情報収集・提供活動の実施

海外事務所、内外の人的ネットワーク等の活用により、広範な情報収集体制を整備し、情報発信を定量的に増加させるとともに、アンケート調査を実施し、業務に反映させるとともに、民間企業等の満足度に関する指標を向上させる。 【定量的目標(情報発信量10%増、肯定的評価70%以上)を中期計画に明記】

(2)資源国家備蓄等

安全かつ適切な国家備蓄石油・希少金属鉱産物の備蓄管理を、職員教育訓練の徹底、地域関係機関との連携等により、確実に実施する。

緊急時の放出については、石油については、国の入札による売却先決定日から 7日目以降(国の放出決定から14日目以降) 希少金属鉱産物については、 国の放出要請日から12日目以降、順次放出可能な体制を整備する。

(3)鉱害防止の支援

地方自治体、民間企業との適切な役割分担の下、資源機構の有する広範な鉱害防止の技術・ノウハウが必要な案件に限定して、調査・指導等により支援する。

IV.財務内容の改善に関する事項

出融資・債務保証業務については、今後の収益見通しの適切な評価に基づく個 別算定法等による引当金の計上と損失処理を実施する。

V.その他

非鉄金属鉱物開発支援のための国内広域地質構造調査事業は平成15年度末まで、精密地質構造調査事業は平成18年度末までに廃止する。

民間企業の鉱害防止支援のための融資については、遅くとも平成19年度までに業務の廃止を含む見直しを実施する。

鉱害防止等に係る技術研究所について、中期目標期間中における費用と成果 を比較考慮し、成果が見込まれない場合は統廃合を検討する。

海外事務所について、的確な情報収集、資源国との関係強化のため積極的に 活用しつつ、その必要性を定期的に検証し、設置国・都市を弾力的に見直す。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 中期目標 (案)・中期計画 (案)対比表

平成15年11月27日

中期目標(案)

前文

天然資源に乏しい我が国は、様々な天然資源を諸外国から輸入することによって、国民生活を維持し、経済を発展させてきた。今後とも天然資源の多くを海外に頼らざるを得ない我が国にとって、資源・エネルギー安全保障の確立は、内外の環境変化の中で、絶えず

達成しなければならない課題である。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)の使命は、政府、地方公共団体、我が国企業等との明確かつ適切な役割分担と連携の下、天然資源の中でも、特に、その供給基盤が脆弱な石油、石油ガス、可燃性天然ガス(以下「天然ガス」という。)及び非鉄金属鉱物資源の安定的な供給を確保するために必要な業務を遂行し、我が国経済の発展を支えることにある。

また、金属鉱業等に起因する鉱害の防止についても、半永久的に 対応しなければならないため、これに必要な業務を遂行し、もって 国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することも機構の使命 である。

このため、機構が、石油、石油ガス、天然ガス及び非鉄金属鉱物 資源(以下「資源」という。)に関して有する知見と技術力を有機 的、一体的に活用して、業務を効率的、効果的に遂行して、この使 命を実現していくことを求めるものである。

中期計画(案)

前文

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下、「機構」という。)は、石油、石油ガス、可燃性天然ガス(以下「天然ガス」という。)及び非鉄金属鉱物資源の安定的な供給を確保し、また、金属鉱業等により発生する鉱害を防止するという使命を果たすため、中期目標を達成するための計画(中期計画)を以下のように定める。

機構は、公正かつ透明な業務運営を確保して、積極的に情報の公開・ 提供を実施しつつ、その有する石油、石油ガス、天然ガス及び非鉄金 属鉱物資源(以下「資源」という。)に関する知見、技術力を有機的、 一体的に、最大限生かすべく、資源の開発や備蓄、鉱害防止等に関す る職員の専門知識・高度な実践的能力を十分に確保し、効率的、効果 的に業務を遂行することにより、この中期計画の実現に取り組むもの とする。 1.石油は、我が国のエネルギー供給の約5割を占め、引き続き最も重要なエネルギー源であり、また、化学製品の原料であるなど、我が国の存立のために必要不可欠な資源である。しかしながら、そのほぼ全量を輸入し、そのうち約9割を中東に依存するなど、その供給基盤は脆弱である。石油ガスについては、全世帯の過半において使用され、自動車用等にも広く利用されるなど、国民生活に密着した重要なエネルギーであるが、供給の約4分の3を輸入し、そのうち約8割を中東に依存するなど、石油と同様に供給基盤は脆弱である。天然ガスについては、石油に比べ世界的に賦存し、環境負荷が小さいという特性があり、我が国のエネルギー安定供給を実現する上で、その重要性が高まっている。

また、非鉄金属は、国民生活及び産業活動に必要不可欠な基礎素材であり、国民経済の維持発展の基本である。しかしながら、我が国は世界有数の非鉄金属の大消費国であるにもかかわらず、国内資源が極めて乏しく、大宗を輸入に依存しているのが現状である。また、世界における非鉄金属産業の再編・寡占化が進むとともに、中国をはじめとするアジア諸国においては、近年の急速な経済発展に伴い、非鉄金属の需要が増大しており、この傾向は今後も継続していくものと見込まれている。さらに、非鉄金属鉱物資源のうち、特に、埋蔵量、生産量が政情不安な国を含む特定の国に偏在している希少金属鉱産物については、しばしば短期的な供給障害や価格の高騰が発生する等、我が国への供給基盤は脆弱なものとなっている。

これら資源の安定供給を確保するためには、石油、石油ガス、天然ガス及び非鉄金属を巡る様々な状況変化に対応できるよう、我が国企業等による資源探鉱・開発や政府及び民間による資源の備蓄等、多様な調達手段を整えておくことが必要不可欠である。

2. 我が国企業等の資源探鉱・開発の取り組みについては、これを民間主導を原則としつつも公的に支援することは、石油・天然ガスの自主開発が、緊急時における安定供給の継続性や、産油・産ガス国との相互依存関係の強化等の多面的効果を有していること、また、同様に、非鉄金属鉱物資源の自主開発が、世界的な産業の寡占

化やアジアを中心とする需要の急増等による需給逼迫傾向が進む中においても、安定的な供給を確保する上で一定の効果を有していること等からも、資源・エネルギー供給安全保障の観点から極めて重要である。

総合資源エネルギー調査会の「石油公団が保有する開発関連資産の処理に関する方針(平成15年3月)」(以下「方針」という。) によれば、今後の我が国の石油・天然ガスの資源探鉱・開発を進めるに当たっては、基本的に、「新たな効率的開発体制においては、

-) 中核的企業 (ナショナルフラッグカンパニー) により担われる 「効率的な海外権益獲得・エネルギー供給の実現」
-)新たに設立される独立行政法人により遂行される「戦略的なリスクマネー供給と研究開発支援」
 -)政府が推進する「積極的な資源外交」

が役割分担を明確にしつつ三位一体となって機能することによって、」エネルギーの安定供給を効率的に実現することが可能となるとしている。

機構は、こうした国、企業との役割分担の下、資源探鉱・開発に関する専門的知識・高度な実践的能力を有する、資源エネルギー安全保障に関する専門的な政策実施機関として、リスクマネー供給、情報収集、技術研究開発を通じて、「方針」でその構築が求められた中核的企業を始めとする健全な開発企業を育成する観点から、我が国の資源探鉱・開発を戦略的に支援するとともに、これらの業務を通じて収集、蓄積された資源国に関する情報・知見の国への提供、政策提言により、国が展開する資源外交とも密接に連携していくことが求められる。

このため、機構に対し、資源探鉱・開発支援のための以下の業務を実施することを指示する。

(1)石油・天然ガスの自主開発の戦略的、効果的な支援のための、 我が国企業等の石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの 出資・債務保証

石油・天然ガス探鉱・開発関連情報の収集・分析・提供 地質構造等の調査 石油・天然ガス探鉱・開発に係る技術開発の推進

(2) 非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発の効果的な支援のための

我が国企業等の探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・債 務保証

非鉄金属鉱物資源探鉱・開発関連情報の収集・分析・提供地質構造等の調査

非鉄金属鉱物資源探鉱・開発に係る技術開発の推進

なお、我が国企業等による石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトに対する出資・債務保証業務に関しては、「方針」において示されたように、石油公団における出資・融資・債務保証業務においては、自主開発石油の量的確保を最大の目標に掲げるあまり、資金の効率的運用に関する配慮が十分でなかったことや、責任が不明確となっていた等の指摘があった。これを踏まえ、機構がエネルギー安全保障の状況等を勘案しつつ、国が定める採択の基本方針を踏まえた明確な方針の下、探鉱・開発プロジェクトの採択を行い、リスクマネーの重点的かつ効率的な供給を実施することを強く期待する。

このとき、石油・天然ガス探鉱・開発事業の特性、すなわち、個々の事業のリスクが高く、一定の成功事例を生むには多数の事業への分散投資が必要なこと、仮に試掘が成功しても収益が得られるまで長時間かかること等を十分に考慮する必要がある。とりわけ、探鉱プロジェクトに対する出資業務においては、当面は損失のみが発生する可能性が高い。したがって、当該業務においては、探鉱・開発プロジェクトの採択及び管理を明確な基準に基づいて実施することで、公正かつ透明な業務運営を確保することを期待する。

3.資源の備蓄は、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を図るための「最後の砦」として重要な役割を果たしている。石油・石油ガスの備蓄については、過去二度の石油危機及び湾岸戦争を教訓に整備・拡充がなされ、国際エネルギー機関も加盟国に対し一定の備蓄水準を確保することを義務付けており、備蓄の実施は我が国の国際的責務でもある。先般のイラク戦争時においても国際協調による備蓄放出準備を行ったことが、市場の安定に一定の役割を果たした

ところである。また、希少金属についても、過去に短期的な供給途 絶や価格高騰が発生しており、こうした事態に備え、安定供給を確 保する上で、希少金属鉱産物備蓄の果たす役割は大きい。

このため、機構に対し、石油・石油ガス及び希少金属鉱産物の備蓄のための以下の業務を実施することを指示する。

(1)石油・石油ガスの国家備蓄統合管理の安全かつ適切、効率的かつ機動的な実施及び民間備蓄支援のための、

国家備蓄石油・石油ガスの安全かつ適切、効率的な管理(国家 備蓄石油ガスの統合管理については平成17年度中から開始) 緊急時の国家備蓄石油・石油ガスの機動的な放出

石油ガス国家備蓄基地の着実な整備と操業準備

民間企業による石油・石油ガス備蓄への融資等

(2) 希少金属鉱産物の国家備蓄の安全かつ適切、効率的かつ機動的な実施のための

国家備蓄希少金属鉱産物の安全かつ適切、効率的な管理、 緊急時等の国家備蓄希少金属鉱産物の機動的な放出

なお、石油・石油ガスの国家備蓄業務については、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、全国の備蓄基地の一体的な管理と民間企業のノウハウの活用を通じて効率的に業務を実施する観点から、国家備蓄事業は国直轄とし、機構は国家備蓄の統合管理機能を果たすこととするとともに、国家備蓄会社を廃止して民間資本による操業サービス会社に業務を委託し、また、石油ガス国家備蓄基地の建設を国が機構に委託する等の制度改革を実施したところである。こうした改革の趣旨を踏まえ、機構が、今後、国家備蓄基地施設の経年劣化に伴う維持・補修費用の増加を極力抑制する等により、全体として効率性を高めつつ、緊急時には短期間で確実に対応可能な国家備蓄事業を実現することを期待する。

4.鉱山地域から流出するカドミウム、ヒ素等を含んだ坑廃水による鉱害については、過去大きな社会問題となり、各種法令の制定、

諸施策により政府、地方公共団体、我が国企業等が鉱害防止対策を 推進してきたところである。こうした鉱害の多くが半永久的な処理 を必要としており、今後とも鉱害防止を確保するためには、鉱害防 止技術を絶えず保有・維持・強化し、直接的な鉱害防止事業主体で ある地方公共団体及び我が国企業等が多面性を有する鉱害発生状況 に対して適切な防止措置を確実に実施するべく、支援することが必 要となっている。

このため、機構に対して、鉱害防止対策事業を実施する地方公共 団体、我が国企業等への支援を実施するため、以下の業務を遂行す ることを指示する。

我が国企業等による鉱害防止事業への融資 鉱害防止調査・指導 地方公共団体からの坑廃水処理施設の運営受託 鉱害防止積立金・鉱害防止事業基金の管理

. 中期目標の期間

第一期中期目標の期間は、平成16年2月29日から平成20年3月31日までの約4年1か月とする。

.業務運営の効率化に関する事項

<共通項目>

管理業務の効率化

・ 業務の効率化を進めることにより、段階的に一般管理費(退職 手当を除く。)を削減し、中期目標期間の最後の事業年度におい て特殊法人比(機構への移行相当分)15%以上の効率化を達 成する。また、運営費交付金を充当して行う業務経費について も、中期目標の期間の最後の事業年度において特殊法人比4% 以上の効率化を達成する。なお、上記効率化に向けた取り組み を進める一方で、資源エネルギー安定供給からの新たな要請に 配慮する。 . 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

< 共通項目 >

管理業務の効率化

・ 本中期計画に定める各種取り組みを通じて業務の効率化を進めることにより、一般管理費(退職手当を除く。)を削減し、中期目標期間の最後の事業年度において特殊法人比(機構への移行相当分)15%以上の効率化を達成する。また、運営費交付金を充当して行う業務経費についても、中期目標の期間の最後の事業年度において特殊法人比4%以上の効率化を達成する。なお、上記効率化に向けた取り組みを進める一方で、資源エネルギー安定供給からの新たな要請に配慮する。

柔軟かつフラットな組織の確立と迅速な意志決定

- ・機構の限られた人的・物的資源を有効に活用して業務の効率化と 組織の機動性の強化を実現するため、個別の業務の必要性や重要 性に応じて柔軟に体制変更が可能な組織構造を構築する。このた め、組織構成単位を大括り化し、業務内容に応じた人材の集中投 入や有機的なプロジェクトチームの編成を行う。
- ・ 統合法人のメリットを活かして、人事、経理、広報等の共通管理 部門の統合と簡素化を実現するとともに、外部評価を活用した総 合的な事業評価及び個別案件の審査を担当する一元的な部門を個 別のプロジェクト推進部門から独立した形で整備する。
- ・ 各部の使命(ミッション)を明確化しつつ、重層的な組織構造を 廃して単層的(フラット)な組織を確立し、権限委譲を進めるこ とによって、中期目標期間中に意思決定の迅速化を進め、決裁過 程を短縮する。

定期的な業務の評価・見直しと内部監査の実施

- ・ 内外の経済社会環境の変化や業務の進捗状況に的確に対応するため、定期的な既存業務の見直しや新規業務の企画立案を実施して、必要に応じ機構内の資源配分の変更や事業の廃止等を実施する。
- ・ 監事による監査に加えて、日常業務の各種規則等に則った公正 かつ効率的な実施を担保するため、内部監査の体制と監査に係 る規程類を整備して、適正かつ充実した内部監査を実施する。

電子化・データベース化の推進

・ 利用者への情報提供等の利便性の向上に係る業務及び内部管理業務について、情報処理の内容の分析及び体系的整理を実施するとともに、経済産業省電子政府構築計画に基づき、これらの業務の

柔軟かつフラットな組織の確立と迅速な意志決定

- ・ 機構の限られた人的・物的資源を有効に活用して業務の効率化と 組織の機動性の強化を実現するため、個別の業務の必要性や重要 性に応じて、柔軟に体制変更が可能な組織構造を構築する。この ため、組織の細分化や肥大化を排除し、組織構成単位を大括り化 するとともに、必要な人材を集中的に投入し、また、関連の業務 を有機的に連携させるため、横断的なプロジェクトチームを編成 する。
- ・ 統合法人のメリットを活かして、人事、経理、広報等の共通管理 部門の統合と簡素化を実現するとともに、外部評価を活用した総 合的な事業評価及び個別案件の審査を担当する一元的な部門を個 別のプロジェクト推進部門から独立した形で整備する。
- ・ 各部の使命(ミッション)を明確化し、重層的な組織構造を廃して単層的(フラット)な組織を確立し、中期目標期間中に不断に業務フローを見直し、各現場への十分な権限委譲を進めることによって、意思決定の迅速化を進め、決裁過程を短縮する。

定期的な業務の評価・見直しと内部監査の実施

- 内外の経済社会環境の変化や業務の進捗状況に的確に対応するため、事業評価を担当する部門が、外部専門家委員会の厳格な外部評価の結果を踏まえ、毎年度各業務の実績、計画の評価を行って、これを踏まえて既存業務の見直しや新規業務の企画立案を行い、必要に応じ機構内の人員等の資源配分の変更や事業の廃止等を実施する。
- ・ 監事による監査に加えて、日常業務の各種規則等に則った公正かつ効率的な実施を担保するため、内部監査の体制と監査に係る規程類を整備して、適正かつ充実した内部監査を実施する。

電子化・データベース化の推進

・ 利用者への情報提供等の利便性の向上に係る業務及び内部管理業務について、情報処理の内容の分析及び体系的整理を実施するとともに、平成16年度中に、経済産業省電子政府構築計画に基づ

最適化計画を作成する。

・ 可能な限り文字情報や図面情報の電子化、データベース化を進め、機構のホームページを活用する等により、情報の蓄積・活用・提供の効率性を高める。

労働安全衛生・環境負荷の低減

・ 労働安全衛生・環境に関わる負荷の低減を図るため、外部機関 による認証を取得するとともに、毎年度の行動計画を策定し、 公表し、実行する。また、その実績を毎年度公表する。

適切な債権管理の実施

・ 非鉄金属鉱物資源探鉱プロジェクト、石油・石油ガスの民間備蓄及び鉱害防止事業への融資については、それぞれ、必要に応じ適切な担保の徴収等を実施するとともに、十分な債権管理を行い、中期目標の期間における新規融資分についての同期間末における貸倒率について、中期計画に定量的な目標を設定し、これを達成する。

く最適化計画を策定し、実施する。

- ・電子化・データベース化が可能な文字情報や図面情報を最大限電子化・データベース化するとともに、有用性の高く公開可能な情報はすべてホームページで閲覧可能とする等、情報の蓄積・活用・提供の効率性を高める。
- ・ 幅広いネットワーク需要に対応できる機構内情報ネットワーク、 データベース及びホームページを整備・充実するとともに、これ らの情報システムにおける重要情報への不正アクセスに対する十 分な強度を確保する。

労働安全衛生・環境負荷の低減

- ・ 平成17年度中に、主たる事務所において労働安全衛生・環境負荷低減に関する認証機関の認証を取得し、その後年2回の認証維持審査を受け、認証を維持する。
- ・ 毎年度、労働安全衛生・環境に係る負荷を低減するための数値目標(紙使用削減量、電力使用削減量等)を含む具体的な行動計画 (環境物品調達の推進、ゴミ削減、省エネ促進のアクションプラン等)を策定し、公表し、実行する。また、その実績を毎年度公表する。

適切な債権管理の実施

- ・ 非鉄金属鉱物資源探鉱プロジェクト、石油・石油ガスの民間備蓄 及び鉱害防止事業への融資については、それぞれ、必要に応じ有 価証券、不動産等の適切な担保の徴収等を実施するとともに、十 分な債権管理を実施するために、貸付先に対する債権管理上の評 価や担保の見直しを実施する等によって、中期目標の期間におけ る新規融資分について、同期間末における貸倒率を1%以下にす る。
- ・ 債権管理については、決算期及び中間決算期の年2回、貸付先の 財務状況・経営内容等についての聞き取り調査を実施し、債権管 理上の評価を実施する。また、徴収した担保については、定期的 (有価証券は年2回、不動産等は年1回)な見直しを実施すると

ともに、有価証券・不動産等の価値の著しい下落が認められる場合には、不定期に評価を実施して、適切な担保を確保する。

<個別業務>

1. 資源探鉱・開発支援の効率的な実施

我が国企業等による資源探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・ 債務保証業務及び非鉄金属鉱物資源探鉱・開発のための地質構造調 査等への支援業務については、公正、透明かつ効率的な業務運営を 確保するため、プロジェクトの採択や管理、終了につき、プロジェ クトのフェーズに応じて実施するべき事務処理手続きや評価の判断 基準を予め規則・審査基準等として明確化し、公表した上で、個々 の評価と判断をこれらに則って実施する。また、これらの規則・審 査基準等については、業務の実績、成功事例、失敗事例のケースス タディ等を踏まえて、定期的に見直す。

2. 資源国家備蓄等の効率的な推進

(1)石油・石油ガスの国家備蓄統合管理の効率的な実施と民間備蓄の 支援

備蓄コストの低減

- ・ 国家備蓄石油の統合管理に係るコストについては、今後、国家 備蓄基地施設の経年劣化に伴う維持・補修費用の増加が見込ま れるが、安全性及び機動性の確保を十分踏まえつつ、中長期投 資計画の策定等によって、維持・補修費用の増加を極力抑制す るとともに、その他の管理費用については、中期計画におい て、中期目標期間中における定量的な削減目標を設定し、これ を達成する。
- ・ 民間タンクを借り上げて国家備蓄を実施する場合には、民間タ

<個別業務>

1. 資源探鉱・開発支援の効率的な実施

我が国企業等による資源探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・ 債務保証業務及び非鉄金属鉱物資源探鉱・開発のための地質構造調 査等への支援業務については、公正、透明かつ効率的な業務運営を 確保するため、プロジェクトの採択、管理、終了に当たり、プロ ジェクトのフェーズに応じて実施するべき事務処理手続きや評価の 判断基準を業務方法書その他の規則・審査基準等に明文化し、公表 した上で、個々の評価と判断をこれらに則って実施する。また、これらの規則、審査基準等については、機構に蓄積される資源探鉱・ 開発に係る法制、経済性、技術等に係る情報・ノウハウを活用しつ つ、業務の実績、成功事例、失敗事例のケーススタディ等を踏まえ て、毎年度、見直す。

2. 資源国家備蓄等の効率的な推進

(1)石油・石油ガスの国家備蓄統合管理の効率的な実施と民間備蓄の支援

備蓄コストの低減

- ・ 国家石油備蓄の統合管理に係るコストについては、建設から既に 約20年経過した国家備蓄基地もあり、今後、国家備蓄基地施設 の経年劣化に伴う維持・補修費用の増加が見込まれるが、安全性 及び機動性の確保を十分踏まえた上で、中長期投資計画の策定、 民間における競争的契約手法や長期契約方式の積極的な導入等に よってコストを削減する。
- ・ 具体的には、国からの委託費である国家備蓄石油管理等委託費に ついて、以下を達成する。

ンク利用に係る料金の適正水準を確保するため、民間石油会社 等所有のタンク利用による国家備蓄に関する調査·分析を行 い、適正な水準のタンク利用料を算定するモデルを構築する。

油種入替等の効率的な実施

国家備蓄石油・石油ガスを購入、譲渡、交換する場合(油種入 替事業等) 国からの油種・数量指示(国家備蓄石油の油種入替 については当面毎年度100万KL程度)に基づき、機構の有 するノウハウ・情報等を十分に活用することによりコストを低 減する。

国の物品・国有財産の適切かつ効率的な管理

・ 関係法令、国との管理委託契約等を遵守し、国の物品・国有財 ・ 国から管理を委託される国の物品・国有財産である、国家備蓄石 産である国家備蓄石油・石油ガス、国家備蓄基地及び用地の適

-)間接業務費(機構の管理費用及び操業サービス会社本社間接 経費)について中期目標期間の最後の事業年度において特殊 法人比10%以上の削減を行う。
-) 直接業務費(間接業務費以外の経費(長周期の大規模修繕、 安全及び緊急放出対策費用、公租公課等を除く))につい て、特殊法人のときの平成11年度から平成14年度の総額 と比較し、実質2%以上の削減を行う。なお、上記効率化に 向けた取り組みを進める一方で、今後発生する安全に係る規 制強化等の新たな要請に配慮する。
-)直接業務費のうち、長周期の大規模修繕、安全及び緊急放出 対策費用等の経費についても、最新の技術導入による工法・ 検査手法の改善、工事関連単価の見直し等によってコストを 極力抑制する。
- 民間タンクを借り上げて国家備蓄を実施する場合には、民間タン ク利用に係る料金の適正水準を確保するため、民間石油会社等の タンクの空き状況等の民間タンク利用料の算定に関連する情報に ついて調査・分析を行い、適切な水準のタンク利用料算定モデル を構築し、これによって得られた参考値を、毎年度国に報告す る。

油種入替等の効率的な実施

国家備蓄石油・石油ガスを購入、譲渡、交換する場合(油種入替 事業等) 国からの油種・数量指示(国家備蓄石油の油種入替に ついては当面毎年度100万KL程度)に基づき、機構は、国家 備蓄石油・石油ガスの管理委託業務の一環として、市況等を勘案 しつつ、入札方法、受け払いの時期等を柔軟に対応することによ り、石油会社等の入札への参加を容易にして、国家備蓄石油・石 油ガスの購入、譲渡、交換に係るコストを低減する。

国の物品・国有財産の適切かつ効率的な管理

油・石油ガス、国家備蓄基地施設及び用地について、関係法令、

切な管理を実施する。

・ 国の物品・国有財産管理業務の実施に当たっては、情報処理システムの導入等によって機構内部で発生する書類手続きの簡素 化等、事務作業の効率化を実施する。 国との管理委託契約等に基づく適切な管理を実施する。

・ 国の物品・国有財産である国家備蓄石油・石油ガス、国家備蓄基 地及び用地の管理業務の実施に当たっては、平時の管理業務の効 率性、緊急時の放出業務の機動性等を確保するため、機構内部で 発生する書類手続きの簡素化、集約化等、事務作業量の効率化・ 低減化を行う。このため、業務の生産性や処理の迅速性向上の観 点から、平成16年度中に、国の物品・国有財産の管理体系に合 致させた整理、正確な数量・管理状況等の把握、迅速な国への報 告等の事務手続きを可能にする財産管理システムの構築を行うと ともに、国家備蓄基地との遠隔通信網等を導入し、これらの活用 の十分な定着を実現する。

(2) 希少金属鉱産物の国家備蓄の効率的な実施

・ 希少金属鉱産物の国家備蓄に係るコストについては、今後、備蓄 倉庫の経年劣化に伴う維持・補修費用の増加が見込まれるが、安 全性及び機動性の確保を十分踏まえつつ、中長期投資計画の策定 等によって、維持・補修費用の増加を極力抑制するとともに、そ の他の管理費用については、中期計画において、中期目標期間中 における定量的な削減目標を設定し、これを達成する。

(2) 希少金属鉱産物の国家備蓄の効率的な実施

・ 希少金属鉱産物の国家備蓄に係るコストについては、今後、備蓄 倉庫の経年劣化に伴う維持・補修費用の増加が見込まれるが、安 全性及び機動性の確保を十分踏まえつつ、補修の実施に当たっ て、備蓄倉庫の劣化調査を実施し補修必要箇所の抽出や補修時期 の調整を実施するとともに、補修後の費用対効果の観点を踏まえ た中長期投資計画を策定・実施する等により、維持・補修費用を 極力抑制する。また、その他の費用については、利子補給金、減 価償却費及び公租公課を除き、中期目標期間の最後の事業年度に おいて特殊法人比10%以上の削減を達成する。

3. 鉱害防止の支援の効率的な実施

・ 鉱害防止調査指導業務については、我が国における鉱害防止事業全体の効率化に寄与することを目的として、機構が保有・維持する鉱害防止のための広範な技術的ノウハウを踏まえ、機構が実施することが最も効率的である事業に限定して業務を実施する。また、業務を実施するにあたり、機構としての責任分担を明確にするとともに、投入する費用に見合う効果が得られる事業を実施する。

3. 鉱害防止の支援の効率的な実施

鉱害防止調査指導業務については、地方公共団体、我が国企業等と機構との責任分担を明確にしつつ、我が国における鉱害防止事業全体の効率化に寄与することを目的として、機構が保有・維持する以下のような鉱害防止のための広範な技術的ノウハウを踏まえて、国が示す事業分野の中で、機構が実施することが最も効率的であると判断される事業に限定して業務を実施する。

) 鉱害現況把握技術; 坑内水や堆積場浸透水の発生メカニズム

・ 鉱害防止積立金・鉱害防止事業基金の運用については、関係法 令等を遵守し、リスクを考慮しつつ、金利の高い運用先を選定 し、適切な運用益を確保するとともに、運用実績を公表する。 の地質学的解析、坑廃水処理の化学的解析、堆積場安定化に 関する土木工学的解析等の鉱害現場把握のための技術

-) 鉱害を防止するための対策技術;坑道閉塞技術、堆積場安定化・浸透水対策技術、坑廃水処理設備技術等
-)鉱害防止対策最適化ノウハウ;昭和48年度以降の、鉱害防止工事の調査、設計、工事支援等の実績に基づく))の 広範な技術の中から個々の鉱害防止案件に最適な技術要素を 組み合わせる技術・ノウハウ
- ・ 鉱害防止調査指導業務の実施に当たり、機構としての責任分担を 明確にするとともに、投入費用と業務の実施により得られる成果 を精査し、投入費用に見合う効果が期待できる事業について業務 を実施する。
- ・ 鉱害防止積立金・鉱害防止事業基金の運用については、適切な運 用益を確保するため、年1回以上、外部関係者を含めた鉱害防止 事業基金等運用委員会を開催し、関係法令等を遵守し、リスクを 考慮しつつ、運用の基本方針、資産運用種類及び運用年数、運用 制限等を決定し、これを踏まえて金利の高い運用先を選定すると ともに、金利等の著しい下落等、外部環境の変化が生じた場合 は、必要に応じて運用方針を柔軟に見直す。また、運用実績につ いては、機構のホームページにより公表する。

. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するため取るべき措置

. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

<共通項目>

職員の専門知識・能力等の強化

・ 組織全体が資源の探鉱・開発に係る情報収集・分析、リスクマネー供給及び技術開発、資源の備蓄、鉱害防止等に関する専門家集団となるため、個々の職員が高度な専門的知識と実践的能力を身に着けるために必要な研修等を十分に実施し、また、専門的な経験・ノウハウを獲得するための出向の機会を与える。

< 共通項目 >

職員の専門知識・能力等の強化

・ 組織全体が資源の探鉱・開発に係る情報収集・分析、リスクマネー供給及び技術開発、資源の備蓄、鉱害防止等に関する専門家集団となるため、これまで特殊法人において蓄積された技術・ノウハウ等の強みを活かしつつ業務を実施するとともに、個々の職員が高度な専門的知識と実践的能力を身に着けるための必要な研修等を十分に実施し、また、専門的な経験・ノウハウを獲得する

外部専門家・専門機関等の積極的な活用

- ・ 資源探鉱・開発プロジェクトに対する出資・融資・債務保証業務 及び資源開発関連情報の収集・分析・提供業務については、プロジェクトの採択・管理等において、内外のコンサルタント等 の外部専門家を積極的に活用する。このため、専門分野別に有能な内外のコンサルタント等のリストを作成し、人材情報を蓄積するとともに、実績等の定期的な評価を行い、選定・活用に反映させる。
- ・ 資源探鉱・開発及び鉱害防止に係る技術開発については、中期 目標期間中に実施する全てのプロジェクトについて、外部研究 者の任期付雇用、補助研究員の活用、外部研究機関との連携等 を通じて、適切な人材を集めて効率的に技術開発を実施する体 制を整備する。

外部専門家委員会の設置による事業計画や事業実績の評価の実施 ・ 機構の事業分野毎に外部の有識者、専門家等から構成される外 部委員会を設置して、定期的に開催し、内外の諸情勢を踏まえ た事業計画や事業実績の評価、今後の事業運営に関する検討、

外部専門家による実績の評価等、機構業務につき専門的な観点

ための出向の機会を与える。このため、研修については、研修計画を定め、その中で新入職員に対する導入研修、全職員の専門性を向上させるための実務研修等を実施するとともに、セミナー等にも積極的に参加させる。留学、出向については、内部評価、自己推薦など幅広い選定方法により派遣を決定することにより、機会を多角化する。また、海外事務所への勤務についても、資源国についての深い知識や人脈の形成の場として積極的に活用する。

・ 特に、石油開発部門の職員については、操業現場での実務経験が 重要であるとの認識から、石油開発会社への研修出向する機会を 与え、その経験をプロジェクト評価・管理等の業務に活用する。

外部専門家・専門機関の積極的な活用

- 資源探鉱・開発プロジェクトに対する出資・融資・債務保証業務及び資源開発関連情報の収集・分析・提供業務については、プロジェクトの採択や管理等において、特定技術に係る調査や、資産処分の際の資産価値評価など、十分な知見の蓄積が機構内にない場合等には、必要に応じて内外のコンサルタント等の外部専門家を積極的に活用する。このため、専門分野別に有能な内外のコンサルタント等のリストを作成し、人材情報を蓄積するとともに、実績等の定期的な評価を行い、選定・活用に反映させる。
- ・ 資源探鉱・開発及び鉱害防止に係る技術開発については、中期目標期間中に実施する全てのプロジェクトについて、外部研究者の任期付雇用、補助研究員の活用や、産油国、内外の企業等その他の研究機関との連携等を通じて、適切な人材を集め、研究開発部門外の職員も含めたプロジェクトチームを組成する等により、人材を有効活用して効率的に技術開発を実施する体制を整備する。

外部専門家委員会の設置による事業計画や事業実績の評価の実施

・ 機構の事業分野毎に外部の有識者、専門家等から構成される外部 委員会を設置して、定期的に開催し、内外の諸情勢を踏まえた事 業計画や事業実績の評価、今後の事業運営に関する検討、外部専 門家による実績の評価等、機構業務につき、事業分野毎の専門 から意見を求め、事業運営に反映させる。

積極的な情報公開、広報活動、情報提供の実施

- ・ 業務内容や組織・業務運営の状況を積極的に国民に明らかに し、事業の公正かつ透明な実施を確保するため、
 -)業務方法書、各種細則及び各種審査基準等の規程類
 -)財務諸表(全部連結による連結ベース。出資・融資・債務保 証残高を含む。)、行政サービス実施コスト計算書、事業報告 書、決算報告書及び財務諸表・決算報告書に関する監事及び 会計監査人の意見
 -)出融資及び債務保証の採択理由、採択案件、終了案件とその 事業概要、経緯、終結理由その他業務の実績及び損失処理額 (原則、採択又は終結承認を行った翌月に情報公開する。)
 -)出資先会社の事業内容、財務状況及び役員経歴(有価証券 報告書並みの開示)
 - 等を機構のホームページ等により分かりやすく開示する。
- ・ これらの情報については、発表と同日中に機構のホームページ |・ に掲載する、閲覧室に備え置く等、適時適切に開示する。
- ・機構の業務概要やその必要性等について国民の理解を得るため 情報公開・広報担当のセクションを設けて積極的に広報活動を 実施する。

的・技術的な観点からの意見を求め、事業運営に反映させる。

積極的な情報公開、広報活動、情報提供の実施

- 業務内容や組織・業務運営の状況を積極的に国民に明らかにし、 事業の公正かつ透明な実施を確保するため、
 -)業務方法書、各種細則及び各種審査基準等の規程類
 -)財務諸表(全部連結による連結ベース。出資・融資・債務保 証残高を含む。)、行政サービス実施コスト計算書、事業報告 書、決算報告書及び財務諸表・決算報告書に関する監事及び会 計監査人の意見
 -)出融資及び債務保証の採択理由、採択案件、終了案件とその 事業概要、経緯、終結理由その他業務の実績及び損失処理額 (原則、採択又は終結承認を行った翌月に情報公開する。)
 -)出資先会社の事業内容、財務状況及び役員経歴(有価証券報 告書並みの開示)
 - 等を機構のホームページ等により分かりやすく開示する。
- これらの情報については、すべて閲覧室に備え置くこととし、特 に、)から)の情報については、原則として、機構からの発表 と同日中に機構のホームページに掲載する。
- 機構の業務の概要やその必要性についての国民の理解を促進する ために、業務の実施状況に関する情報を機構のホームページ等に より積極的に提供する等の広報活動を積極的に展開する。このた め、機構のホームページについては、訪問者からの意見・質問等 を受け付ける什組みを拡充するとともに英語版を充実させ海外へ の情報発信を強化する。
- ・ 機構の業務運営についての国民の理解を促進し、自由な意見を聴 取することで、経営の透明性を高めるため、講演会を年4回以上 開催し、一般向け広報誌を年4回以上出版する。

技術の蓄積と技術開発成果の活用及び普及等

関連の技術開発の成果については、これらの技術・ノウハウを

技術の蓄積、技術開発成果の活用及び普及等

・「石油・天然ガス、非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発及び鉱害防止」・「石油・天然ガス、非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発及び鉱害防止関 連の技術開発の概要、技術開発の成果等については、これら技 蓄積・提供するため、データベースを整備する。

- ・ 技術開発成果が広く活用されることを目的として、技術開発の 概要、技術開発の成果等について、印刷物、ホームページ等を 通じて積極的に発信するとともに、技術指導、技術相談、研修 事業・セミナー等を通じ、我が国企業等へ積極的に技術を移転 する。
- ・ 技術開発成果の情報提供業務については、情報発信回数や成果 発表会・研修事業等の参加者数について中期計画で定量的な目標を定めるとともに、定期的にアンケート調査、外部評価等を 実施して、我が国企業等の満足度に関するデータを集計し、業 務の必要な見直し、改善を実施することにより、これを向上させる。

国等への専門的知見・情報の提供、政策提言の実施

・ 国の資源・エネルギー政策の企画立案に寄与するため、機構が 保有する石油・石油ガス・天然ガス及び非鉄金属鉱物資源に係る専門的知見・情報の国への提供、政策提言を実施する。

- 術・ノウハウを蓄積し機構の業務遂行に活用するとともに、我が 国企業等に提供するため、データベースを整備する。このため、 技術開発で得られた報告書等を全て登録し、一括して保管・管理 して、開発したソフトウエア、計測・分析・スタディなどの仕様 等を含めデータベースに蓄積する。
- ・ 技術開発の成果が広く活用されることを目的として、技術開発の 概要、技術開発の成果等について、抄録等を付けてホームページ に掲載し、年4回以上業界関係者宛のメールマガジンを発信して 紹介するとともにホームページ上での情報提供を年4回以上実施 する。また、年1回以上成果発表会を開催するとともに、必要に 応じ学会等で発表する。
- ・ 我が国企業等の技術者の技術力向上のため、内外における研修事業を実施するほか、各種の新技術等を紹介するセミナー等を開催する。
- ・ 以上の成果発表会、研修会、セミナー等については毎年度500 人以上の参加者を確保する。
- ・ 毎年度、関連業界、機構のホームページ訪問者等に対して、研究 開発の成果に関する情報提供の評価についてのアンケート調査を 行い、利用者の満足度と将来におけるニーズを把握し、調査結果 を業務に反映させて、必要な見直し、改善を実施して、機構が提 供するサービスに対する肯定的評価70%以上を達成する。

国等への専門的知見・情報の提供、政策提言の実施

国の資源・エネルギー政策の企画立案に寄与するため、石油・石油ガス・天然ガス及び非鉄金属鉱物資源に係る各国・地域の政治経済情勢や資源情報、ビジネストレンド、世界の石油・天然ガス会社や非鉄鉱山会社、我が国関係企業の動向等、機構が保有する専門的な知見・情報を国に提供し、また、これを踏まえた政策提言を行う。このため、情報交換会等の定期的な開催、情報提供要請への迅速かつ的確な対応、レポートの作成等を通じた情報提供等を実施する。

企業、地方自治体等のニーズの把握

・ 我が国企業、地方自治体等のニーズを十分に把握するとともに、これを踏まえた既存業務の見直しや新規業務の企画立案を実施する。

申請に係る手続きの改善と審査期間の短縮

・ 出資・融資・債務保証業務及び助成業務については、利用する我 ・ が国企業等の利便性を向上するため、事務手続きの改善や審査 期間の短縮を実現する。

適切な金利・債務保証料率等の設定

・ 我が国企業等による石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへ の債務保証及び非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクト等へ の融資・債務保証については、機構が事業リスク及び政策的な 必要性を踏まえて、適切な金利及び債務保証料率を設定する。

プロジェクトの推進部門と評価・審査部門の分離

・ 出資・融資・債務保証プロジェクトの採択、管理、終了に当たっては、案件を発掘して我が国企業等によるプロジェクト推進を直接支援する部門と、プロジェクトを評価・審査する部門を分離する。

企業、地方自治体等のニーズの把握

・ 我が国企業、地方自治体等のニーズを十分に把握するとともに、 これを踏まえた既存業務の見直しや新規業務の企画立案を実施す る。このため、年 1 回以上、企業、地方自治体等に対するヒアリ ング調査を実施する。

申請に係る手続きの改善と審査期間の短縮

出資・融資・債務保証業務、助成業務の案件採択、管理等については、審査マニュアルの設定、内部手続きの簡素化等による審査手続の明確化・簡素化により迅速な審査を実現して、申請書を受領してから採択等を決定するまでの審査期間(国との協議がある場合はこのための期間を除く。)を、資源探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・債務保証業務及び助成業務並びに鉱害防止事業への融資業務については6週間以内、その他については4週間以内に短縮する(特殊法人のときの実績はそれぞれ8週間、6週間程度)。

適切な金利・債務保証料率等の設定

・ 我が国企業等による石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの 債務保証及び非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクト等への融 資・債務保証については、機構が事業リスク及び政策的な必要性 を踏まえて、適切な金利及び債務保証料率を設定する。

プロジェクトの推進部門と評価・審査部門の分離

・ 出資・融資・債務保証プロジェクトの採択、管理、終了に当たっては、案件を発掘して我が国企業等によるプロジェクト推進を直接支援する部門と、プロジェクトを評価・審査する部門を分離する。

<個別業務>

- 1. 資源探鉱・開発支援
- (1) 石油・天然ガスの自主開発の戦略的、効果的な支援
- ・ 石油・天然ガスの自主開発の支援については、民間主導を原則 とし、我が国企業等の動向や事業の特性、産油・産ガス国の状況 を勘案した上で、機構の様々なツールを有機的に組み合わせ、利 権取得段階から生産段階に至る探鉱・開発プロジェクトの各段階 に対して、実践的支援を実施する。
- ・ プロジェクトの採択・管理手法の向上を図るため、定期的に、試掘前の試掘成功率評価の試掘後の検証を行うとともに、成功・失敗事例等の総合的なケーススタディを行い、採択・管理のための審査基準等の見直しを行う。
- ・ 石油・天然ガスの自主開発の支援については、国のエネルギー政策との整合性を確保しつつ、我が国向けエネルギー安定供給に特に資すると考えられる重要案件に対し、探鉱・開発プロジェクトへの出資・債務保証業務、我が国企業等の情報収集活動支援、地質構造等調査等の支援リソースの重点化を図る。このエネルギー安定供給に資するものとして重点化されるべき支援対象の例としては、ロシアのシベリア・極東の資源開発及び輸送インフラ等に係るものがあげられる。

我が国企業等の石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの出資・ 債務保証業務

- a. 厳正かつ機動的なプロジェクトの審査・採択等
- ・ 我が国企業等による石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの 出資・債務保証業務については、プロジェクトの採択に当たっ て、国が定める採択の基本方針に基づき、我が国へのエネル ギーの安定供給を戦略的かつ効率的に実現する観点から、
 -) 定量的な技術評価 (埋蔵量の確率分布、試掘成功確率評

<個別業務>

- 1. 資源探鉱・開発支援
- (1)石油・天然ガスの自主開発の戦略的、効果的な支援
- 石油・天然ガスの自主開発の支援については、民間主導を原則とし出資、債務保証、情報収集・提供、地質構造調査、技術支援、教育研修といった機構の様々なツールを有機的に組み合わせることにより、利権取得段階から生産段階に至る探鉱と開発プロジェクトとの各段階における我が国企業等のニーズに対応した実践的支援を実施する。
- ・ プロジェクトの採択・管理手法の向上を図るため、定期的に、試 掘前の試掘成功率評価の試掘後の検証を行うとともに、成功・失 敗事例等の総合的なケーススタディを行い、採択・管理のための 審査基準等の見直しを行う。
- ・ 石油・天然ガスの自主開発の支援については、国のエネルギー政策との整合性を確保しつつ、我が国向けエネルギー安定供給に特に資すると考えられる重要案件に対し、探鉱・開発プロジェクトへの出資・債務保証業務、我が国企業等の情報収集活動支援、地質構造等調査等の支援リソースの重点化を図る。このエネルギー安定供給に資するものとして重点化されるべき支援対象の例としては、ロシアのシベリア・極東の資源開発及び輸送インフラ等に係るものがあげられる。

我が国企業等の石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの出資・ 債務保証業務

- a. 厳正かつ機動的なプロジェクトの審査・採択等
 - 我が国企業等による石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの 出資・債務保証業務の採択に当たっては、国が定める採択の基本 方針に基づき、我が国へのエネルギーの安定供給を戦略的かつ効 率的に実現する観点から、採択審査基準を作成する。
- ・ 採択審査基準及び業務方法書に定めるところに従い、技術評価、

価等)

-)これを踏まえた投資収益率(ROR)による評価、期待 現在価値の手法(ENPV)等による経済性の評価(債務保 証対象プロジェクトにあっては、デット・カバレッジ・レー ショ(借入金の合計額に対する元利返済に充当可能な原資の 現在価値)分析による評価)及び
 -)政策面からの重要性の評価、

を行うとともに、産油国等との各種契約条件が適切か、民間主導型の経営主体が構築されているか、プロジェクトに責任を有する民間企業が明確か、プロジェクトの中心となる民間株主の業務実績、資金力、技術力等の事業実施能力が十分か等、事業実施体制について、専門的検討を行い、以上について厳正な審査を実施し、国のエネルギー政策との整合性を確保した上で、機構が採択案件の決定を行う。また、これら評価については、技術評価及び経済性評価についての数値による判断基準を含む審査基準を設定し、公表するとともに、毎年度初めに前年度の経験等を踏まえて再検討し、必要に応じて改訂する。

・ 石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトには、労働安全衛生・ 環境に多大な悪影響を与えるリスクが伴うことから、各プロ ジェクトへの出資等を判断するに当たっては、労働安全衛生・ 環境に関わる負荷の低減に十分配慮する。

- b. プロジェクトの適切な管理
- ・ プロジェクトの採択後は、産油国との契約条件や現地法制に 則って探鉱・開発プロジェクトの運営が適切に行われるよう、 プロジェクトの進展に合わせて適時適切に、事業継続の是非、

経済性評価及び政策的重要性の評価を行い、国のエネルギー政策との整合性を確保した上で、機構が採択案件の決定を行う。

- 審査に当たっては、
 -) 定量的な技術評価 (埋蔵量の確率分布、試掘成功確率評価 等)及び
 -)これを踏まえた投資収益率(ROR)による評価、期待現在価値の手法(ENPV)等による経済性の評価(債務保証対象プロジェクトにあっては、デット・カバレッジ・レーショ(借入金の合計額に対する元利返済に充当可能な原資の現在価値)分析による評価)及び
 -)政策面からの重要性の評価、

を行うとともに、産油国等との各種契約条件が適切か、民間主導型の経営主体が構築されているか、プロジェクトに責任を有する民間企業が明確か、プロジェクトの中心となる民間株主の業務実績、資金力、技術力等の事業実施能力が十分か等、事業実施体制について、専門的検討を行い、以上について厳正な審査を実施する。また、これらの評価については、技術評価及び経済性評価についての数値による判断基準を含む審査基準を設定し、公表するとともに、毎年度初めに前年度の経験等を踏まえて再検討し、必要に応じて改訂する。

- ・ 石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクト遂行における労働安全衛 生・環境負荷を低減するため、労働安全衛生や環境に関する審査 基準を作成、公表し、プロジェクトの採択に際しては当該基準に 則った審査を実施する。
- ・ 資産買収案件等、迅速な案件の意思決定が必要なプロジェクトに ついては、プロジェクト評価の初期段階から我が国企業等と共同 で評価作業を行うなどの方法により、評価と意思決定を迅速化す る。
- b. プロジェクトの適切な管理
- プロジェクトの採択後は、産油国との契約条件や現地法制に則って探鉱・開発プロジェクトの運営が適切に行われるよう、プロジェクトの進展に合わせて適時適切に、事業継続の是非、追加設

追加設備投資等の新たな事業展開の是非等を検討し、適宜追加 出資及び債務保証を実行する。

- ・ 適切にプロジェクト管理を実施するために、全てのプロジェクトにつき、年間事業計画を、プロジェクトの進捗状況を踏まえつつ、政策面からの重要性や、資産状況、長期資金収支見通し(キャッシュフロー)等による経済性の観点から、定期的に審査する。これらの審査基準は、公表するとともに、年1回再検討し、必要に応じて改訂する。
- ・ この結果に基づいて、各プロジェクトを次のAからCの3ランクに分類し、個々のプロジェクトの財務パフォーマンス(達成度)を評価して、機構財務への影響を計るとともに、分類結果を踏まえてプロジェクトの適切な管理を実施する。

A:一定の利益が見込まれる成功事業

B:成功・不成功が判明する以前の事業

C: 損失が見込まれるため、抜本的見直しが必要な事業

- ・ 毎年度の審査の結果、採択の基本方針等における政策的重要性 及び経済性を満たす見込みがなくなったと判断されるプロジェ クトについては、機構は追加の出資や新たな債務保証の引受は 行わないこととし、適切に処分する。
- ・ 毎年度の審査の結果、生産開始により安定的な収入確保の見込みが立ち、国のエネルギー政策の観点からも機構による株式保有の必要性が低下したと判断されるプロジェクトについては、原則として株式を売却する。

備投資等の新たな事業展開の是非等を検討し、適宜追加出資及び 債務保証を実行する。

- 適切にプロジェクト管理を実施するため、全てのプロジェクトに つき、年間事業計画を審査する。審査にあたっては、プロジェクトの進捗状況を踏まえた適切な計画が策定されているかにつき、 作業内容、工程、費用面の見積もりの妥当性等の観点も考慮して 審査するとともに、政策面からの重要性や資産状況、長期資金収 支見通し(キャッシュフロー)等による経済性の観点から事業継 続の是非やリスクマネー供給継続の必要性・妥当性を確認する。 特に、権益取得直後において、重要な新情報が獲得されたプロジェクトについては、それらの情報を踏まえて、適時適切に評価する。
- ・ これらの審査基準は公表するとともに、年1回再検討し、必要に 応じて改訂する。
- ・ 長期資金収支見通しについては、出資及び債務保証対象となっている全てのプロジェクトを対象に年 1 回、同一条件での長期資金収支見通し(キャッシュフロー)を作成する。この場合において、当該条件を構成する油価・為替レート等の前提条件については、外部有識者からなる委員会の意見を聴きつつ、定期的に見直すとともに、公表する。
- この結果に基づいて、各プロジェクトを次のAからCの3ランクに分類し、個々のプロジェクトの財務パフォーマンス(達成度)を評価して、機構財務への影響を計るとともに、分類結果を踏まえてプロジェクトの適切な管理を実施する。

A:一定の利益が見込まれる成功事業

B: 成功・不成功が判明する以前の事業

C: 損失が見込まれるため、抜本的見直しが必要な事業

・ 毎年度の審査においては、特に、事業化(開発移行)の見込みについて迅速に判断して、採択の基本方針等における政策的重要性及び経済性を満たす見込みがなくなったと判断されるプロジェクトについては、支援を終了することとし、機構は追加の出資や新たな債務保証の引受は行わないこととし、適切に処分する。

.石油・天然ガス探鉱・開発関連情報の収集・分析・提供

- a.情報収集・分析・提供の効率的な実施
- ・ 我が国企業等による石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトの 推進や、機構が実施するこれらプロジェクトへの出資・債務保 証業務、技術開発業務等に必要な産油国の法制・税制、新規鉱 区公開情報、国際石油会社の動向等の情報の収集、分析、蓄積 及び提供を実施する。特に、機構の石油・天然ガスの探鉱・開 発支援業務の遂行に当たっては、豊富かつ国際的な深い知見に 基づく情報が必要であることから、定期出版物等による定常的 情報収集業務に加え、内外の人的ネットワークを維持・拡大 し、必要に応じて海外コンサルタントを活用する等により、広 範な情報収集体制を整備する。
- ・ 産油・産ガス国の政治経済等の情報を収集・蓄積・分析し、石 油開発技術、研究開発面等のノウハウを駆使し、国に対して政 策提言を行い又は政策検討の際の助言をする等によって、国の エネルギー安全保障に係る政策を側面支援する機能を果たす。 また、我が国の石油開発企業等に対しては、内外の石油・天然 ガス会社の動向等を十分把握しつつ、鉱区の開放や産油・産ガ ス国の投資環境等について、適時適切な情報提供等による支援 を実施する。
- ・ 上記情報収集・分析及び提供業務については、情報発信を定量 的に増加させるとともに、定期的にアンケート調査、外部評価 等を実施して、政府、国民、我が国の石油開発企業等の満足度

- ・ 毎年度の審査の結果、生産開始により安定的な収入確保の見込みが立ち、国のエネルギー政策の観点からも機構による株式保有の必要性が低下したと判断されるプロジェクトについては、原則として株式を売却する。
- ・ 年間事業計画に重大な変更が生じた場合には、随時、変更事業計画の審査を実施する。原油価格又は為替レートが事業開始時に設定した前提条件から30%以上悪化する場合には、規定に基づき迅速に事業の再検討を行い、過去の決定を機動的に見直す。

石油・天然ガス探鉱・開発関連情報の収集・分析・提供

- a.情報収集・分析・提供の効率的な実施
- ・ 石油・天然ガス探鉱・開発関連情報の収集・分析・提供については、機構内部の技術・ノウハウに基づく独自の知見の蓄積を活用することよって、石油・天然ガス供給面の情報収集・分析・提供の能力を最大限高めて、我が国において最も優れた石油・天然ガス探鉱・開発専門の情報センターとして機能する。このため、必要な専門知識を有する人員の確保・育成及び戦略的配置、海外事務所による産油国政府等との関係強化等を進めるとともに、現地のコンサルタントの活用等を通じて機構の情報収集能力を強化し、より敏速・効率的な情報収集・分析、質の高い情報提供を実現する。また、これらの現地コンサルタントに係る評価を年1回行い、コンサルタントを入れ替えることにより、機構のニーズにより適合した、より質の高い情報が得られるコンサルタントを常に確保する。
- ・ エネルギー政策当局の依頼に基づき、政策立案に有用な情報の収集・分析を実施するとともに、エネルギー政策当局に対して、石油・天然ガス安定供給確保の観点から、我が国にとって意味のある中長期戦略オプションを年1回以上提示する。
- ・ 収集した情報については、積極的にデータベースに蓄積を進め、 機構内部で活用するとともに、エネルギー政策当局、我が国の石 油開発企業等へ提供する。このため、エネルギー政策当局及び関 連業界に対し、毎月1回以上直接的なプレゼンテーション等を開

に関するデータを集計して、適切な見直し、改善を実施することにより、これを向上させる。

b. 我が国企業等の情報収集活動の支援

・ 国の採択の基本方針において重点的目標とする石油・天然ガス 探鉱・開発プロジェクトの推進を支援する観点から、我が国企 業等が実施する権益取得活動を含む探鉱・開発プロジェクトの 推進に係る情報収集活動等に対し、厳正な審査によって対象事 業を採択して、適切な助成を行う。

石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクト支援のための地質構造等の調査

・ 我が国企業等による石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトの 促進や産油・産ガス国との関係強化等を通じて我が国向けエネ ルギー安定供給に資すると考えられる案件、国からの委託を受 けた案件について、地質構造の調査・分析や関連技術資料の取

催することにより石油・天然ガス供給に関する国際動向情報を提供するとともに、石油・天然ガス供給面での事実関係や分析・予測等に関する問い合わせ・コンサルティング要請に速やか、かつ、的確に対応する。また、関連業界、学会及び広く国民に対して、石油・天然ガスに関する基礎情報及び最新動向を機構のホームページ、定期刊行物、セミナー・学会での発表等により提供する。

- ・ こうした情報の発信については、機構のホームページへのアクセス件数、定期刊行物の発行部数、セミナー、学会での発表回数等を中期目標期間中にそれぞれ10%以上増加させる。
- ・ 毎年度、エネルギー政策当局、石油・天然ガス関連業界及び機構のホームページ訪問者に対して、情報提供の評価についてのアンケート調査を行い、利用者の満足度と将来における調査分析・情報提供に関するニーズを把握し、調査結果を業務に反映させて、必要な見直し、改善を実施して、機構が提供するサービスに対する肯定的評価70%以上を達成する。

b. 我が国企業等の情報収集活動等の支援

- ・ 国の採択の基本方針において重点的目標とする石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトの推進を支援する観点から、我が国企業等が実施する権益取得活動を含む探鉱・開発プロジェクトの推進に係る情報収集活動等に対し、適切な助成を行う。
- ・ 助成対象事業の採択に当たっては、当該石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトの重要性及び対象とする情報収集活動の必要性・ 有効性につき厳正な審査を実施する。

石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクト支援のための地質構造等の 調査

・ 我が国企業等による石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトの促進や産油・産ガス国との関係強化等を通じて我が国向けエネルギー安定供給に資すると考えられる案件について、国のエネルギー政策との整合性が確保されたものとして策定する地質構造等

得(地質構造等の調査)を行う。

・ 地質構造等の調査によって得られた地質データ等は、データ ベースに蓄積して、守秘義務等の制約により公開不可能なもの を除き、我が国企業等に対して公開する。 調査計画に基づき、地質構造の調査・分析や関連技術資料の取得 (地質構造等の調査)を行い、これらから得られる地質データの 取得・管理・解析等を行い、我が国企業等に提供する。

- ・ 国からの委託を受けた地質構造等の調査については、国が定める 計画に基づきこれを効率的に実施し、その結果を国に対して報告 する。
- ・ 特に、地質構造等の調査の実施が、産油・産ガス国との関係強化 を通じて我が国向けエネルギー安定供給に資すると考えられる案 件については、その実現のため適時適切に産油・産ガス国に対し ミッションを派遣する等による働きかけ等を行う。
- ・ 地質構造等の調査によって取得した地質データ等(国からの委託を受けて実施する案件に係るものは除く。)は継続的に蓄積するとともに、多様な地質データを効率的に利用するため、インデックス情報(データの内容、保管場所)も併せてデータベースに蓄積する。特に、地質データのうち震探、坑井データ等のコンピュータで解析するものについては、中期目標期間終了までにデータの90%以上をデータベースに蓄積し、コンピュータによる検索、情報の取得を可能にする。
- ・ データベースに蓄積した地質データについては、守秘義務等の制 約により公開不可能なものを除き、機構のホームページ等で常時 閲覧可能な体制を確保するほか、我が国企業等に対する情報提供 会を適宜開催する。

石油・天然ガス探鉱・開発に係る技術開発の推進

a. 戦略的・重点的な技術開発の推進

我が国企業等の石油・天然ガスの探鉱・開発に不可欠な共通基盤的技術・ノウハウの蓄積と、油田・ガス田の操業における技術課題克服力を強化するための技術開発について、以下の3つの方向で、戦略的、重点的に取り組む。

i) 我が国企業等の石油探鉱・開発プロジェクトに係る具体的な 技術課題を解決し、我が国企業等の技術課題克服能力を補完するた 石油・天然ガス探鉱・開発に係る技術開発の推進

a. 戦略的・重点的な技術開発の推進

我が国企業等の石油・天然ガスの探鉱・開発に不可欠な共通基盤的 技術・ノウハウの蓄積と、油田・ガス田の操業における技術課題克服 力を強化するため、中期目標期間において、以下の分野の技術開発に 重点的に取り組む。

)我が国企業等の石油探鉱・開発プロジェクトに係る具体的な技術課題を解決し、我が国企業等の技術課題克服能力を補完するための

めの技術開発

-)産油・産ガス国との共同研究等による関係強化を通じた、我が国企業等の石油・天然ガス開発権益の獲得や既存権益の維持確保を図るための技術開発
 -) 技術力の涵養・蓄積するため継続的に行う基盤的な技術開発

b.効率的、効果的な技術開発の実施

- ・ 毎年度、上記))) の分野における技術課題を調査・検討した上で、機構が実施する技術開発のテーマを選定し、具体的な技術開発実施計画を策定する。
- ・ 技術開発プロジェクトの選定及びその技術開発実施計画の策定に ついては、我が国企業等がかかえる石油探鉱・開発プロジェクト 実施上の技術課題の調査・検討に基づき策定し、外部専門家から 構成される委員会に諮った上で決定する。
- ・ 個別の技術開発プロジェクトに当たっては、中間・事後評価において、外部専門家による厳格な技術評価や費用対効果分析を実施することとし、必要に応じて見直しを実施する。また、プロジェクト終了後、外部専門家による厳格な技術評価を実施し、成果の検証、費用対効果の分析を実施するとともに、その結果を公表する。
- ・ 機構内に知見の少ない技術開発分野については、提案公募等による競争的選定により外部研究機関等への委託を行う等、効率的な技術開発を目指す。事業実施企業等の選定・評価等については、外部専門家等を活用する。

技術開発;炭酸塩岩油層における回収率向上技術、油・ガス層分布 把握技術、海底等メタンハイドレート採鉱・採取技術等の開発

- ii)産油・産ガス国との共同研究等による関係強化を通じた、我が国企業等の石油・天然ガス開発権益の獲得や既存権益の維持確保を図るため、産油・産ガス国における技術ニーズに基づく技術開発;天然ガス田の商業的開発の可能性を高めるための天然ガス液体燃料化技術(GTL、DME等)の開発
- iii)技術力を涵養・蓄積するため継続的に実施する基盤的な技術開発;) の技術開発の基礎となる技術である堆積盆地評価技術、三次元地震探査技術、油層キャラクタライゼーション、石油・天然ガスの生産性向上技術等の開発

b.効率的、効果的な技術開発の実施

- ・ 毎年度、上記))) に掲げる技術における技術課題を調査・検討した上で、機構が実施する技術開発のテーマを選定し、 具体的な技術開発実施計画を策定する。
- ・ 技術開発プロジェクトの選定及びその技術開発実施計画の策定に ついては、外部専門家から構成される技術検討委員会に諮った上 で決定する。
 - ・ 個別の技術開発プロジェクトの実施に当たっては、半年に1回以 上進捗状況を精査し、技術検討委員会による評価を受けた上で、 必要な予算・人員の調整を実施する。また、このうち実施期間が 5年以上にわたる個別の技術開発プロジェクトについては、技術 検討委員会による中間評価を受けることとし、必要に応じて見直 しを実施する。また、プロジェクト終了後、技術検討委員会によ る厳格な技術評価を実施し、成果の検証、費用対効果の分析を実 施するとともに、その結果を公表する。
 - ・ 機構が実施する技術開発のうち、基礎的、専門的分野で共同研究 の実施が適当である分野については、外部知見を活用するため、 必要に応じ、内外の大学等の研究機関や企業等との共同研究を実 施する。
- ・ 機構内に知見の少ない技術開発分野については、提案公募等によ

- c.産油・産ガス国との技術協力の実施
- ・ 産油・産ガス国との共同技術開発の実施や、技術者研修への産油・産ガス国の石油技術者の受け入れ等により、技術・ノウハウを移転することで、機構の産油・産ガス国との関係強化を図る。

(2) 非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発支援の効果的な推進

- ・ 非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発支援については、我が国企業等が権益を保有する又は取得する可能性が高い地域における探査 支援を中心に、出資・融資・債務保証、技術の開発、地質構造調査、情報収集・提供の有機的な連携による効果的な支援を実施する。
- ・ 特に、本中期目標期間については、海外における非鉄金属鉱物 資源の開発等に関する情報の収集・提供及び地質構造の調査を 中心に業務を実施する期間と位置付け、将来的に我が国企業等 が参加した鉱山開発に繋がるような地質・鉱床情報の収集・提供 等を重点的に行う。

我が国企業等の非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・債務保証業務

- a. 厳正かつ機動的なプロジェクトの審査・採択
- ・ 我が国企業等による非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発に係る出資・ 融資・債務保証業務については、プロジェクトの採択に当たっ

る競争的選定により外部研究機関等への委託を行う等、効率的な 技術開発を目指す。技術開発を実施する企業等の選定、技術開発 を実施後の評価については、技術検討委員会に諮った上で決定す る。

- c. 産油・産ガス国との技術協力の実施
- ・産油・産ガス国との関係強化を図るため、産油・産ガス国における 技術ニーズの把握に努め、機構の技術開発ノウハウ等を活用した産 油・産ガス国との共同技術開発を実施するとともに、技術研修へ産 油・産ガス国の石油技術者を中期目標期間中に200人受け入れ、 また、これらの国々における展示会への技術成果の出展等を行い、 技術・ノウハウ移転や機構の得意な技術分野のアピールを行う。

(2) 非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発支援の効果的な推進

- ・ 非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発支援については、機構の保有する 技術・ノウハウを最大限に活用し、我が国企業等が権益を保有す る又は取得する可能性が高い地域における探査支援を中心に、探 鉱プロジェクトの形成から探鉱・鉱山開発資金の調達に至る支援 を行う。このため、機構が実施する出資・融資・債務保証、技術 の開発、地質構造調査、情報収集・提供を有機的に連携させて、 我が国企業等に対する効果的かつ効率的な支援を実施する。
- ・ 特に、本中期目標期間については、海外における非鉄金属鉱物資源の開発等に関する情報の収集・提供及び地質構造の調査等により、優良な探鉱案件の発掘を行うとともに、地質・鉱床情報の収集・解析能力を強化し、質の高い情報を提供することを通じて、将来的に我が国企業等が参加した鉱山開発が実現するような支援を重点的に実施する。

我が国企業等の非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクトへの出 資・融資・債務保証業務

- a. 厳正かつ機動的なプロジェクトの審査・採択
- 我が国企業等による非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発に係る出資・ 融資・債務保証業務については、プロジェクトの採択に当たっ

て、我が国への非鉄金属鉱物資源の安定供給を戦略的かつ効率的に実施する観点から、対象鉱種、対象地域、地質鉱床ポテンシャル、投資環境、業務実施者等の要件や経済性に係る審査基準を作成し、我が国企業等が参加した鉱山開発に引き継がれる可能性の高い優良案件に限定して業務を実施する。

- ・ 審査に当たっては、採択審査基準等に定めるところに従い、対 象鉱種、対象地域、地質鉱床ポテンシャル、投資環境、業務実 施者等の要件や経済性に係る審査を以下のような
 -) 地質鉱床学的ポテンシャル評価、既知データの分析による鉱床賦存のポテンシャル評価、鉱床モデルの適格性評価、自然環境立地条件評価等の技術評価
 -)プロジェクトに責任を有する民間企業の保有する権利 (経営権、鉱石の取引権)及び経営状況の評価、事業実 施者の技術力、プロジェクト管理能力及び投資環境の評 価等の事業実施体制の評価
 -)債務保証については、DCF(Discount Cash Flow)分析 (内部収益率法等) 投資回収期間(Pay Back Period) 等による経済性評価
 -) 融資については、償還確実性の有無、貸付に際する担保 の価値評価及び換価可能性等の財務的評価

により適切な技術的・経済的評価を含む評価方法で行い、採択 案件を決定する。また、これら評価の際の審査基準を公表する とともに、年1回以上再検討し、必要に応じて改訂する。

b. プロジェクトの適切な管理

- ・ 出資案件については、資産価値、収益性等に照らして定期的に 事業性の評価を行い、事業化の目処が立ったと認められる場合 には、原則として株式を売却する。また、深海底鉱物資源に関 するものを除き、事業化の見込みがなくなった案件について は、速やかに処分する。
- ・ 融資案件については、定期的な融資資金の使用状況についての 審査及び担保再評価等を通じた債権管理を確実に行い、必要な

- て、我が国への非鉄金属鉱物資源の安定供給を戦略的かつ効率的 に実施する観点から、採択のための審査基準を作成し、我が国企 業等が参加した鉱山開発に引き継がれる可能性の高い案件に限定 して業務を実施する。
- 審査に当たっては、採択審査基準等に定めるところに従い、対象 鉱種、対象地域、地質鉱床ポテンシャル、投資環境、業務実施者 等の要件や経済性に係る審査を以下のような
 -) 地質鉱床学的ポテンシャル評価、既知データの分析による 鉱床賦存のポテンシャル評価、鉱床モデルの適格性評 価、自然環境立地条件評価等の技術評価
 -)プロジェクトに責任を有する民間企業の保有する権利(経 営権、鉱石の取引権)及び経営状況の評価、事業実施者 の技術力、プロジェクト管理能力及び投資環境の評価等 の事業実施体制の評価
 -)債務保証については、DCF(Discount Cash Flow)分析 (内部収益率法等) 投資回収期間(Pay Back Period) 等による経済性評価
 -) 融資については、償還確実性の有無、貸付に際する担保の 価値評価及び換価可能性等の財務的評価

により適切な技術的・経済的指標を用いて行い、採択案件の決定を行う。また、これら評価の際の審査基準を公表するとともに、 年1回以上再検討し、必要に応じて改訂する。

b. プロジェクトの適切な管理

・ 出資案件については、毎年度、資産価値、収益性等に照らし事業性の評価を行い、事業化の目処が立ったと認められる案件については、株式の売却の明確なルールを策定し、これに基づいて持分の全てを売却する。事業化の見込みがなくなったと判断される案件については、速やかに処分するとともに、市況等の状況によりすぐには事業化できない案件、4年以上探鉱を休止している案件等についても、毎年度見直しを行い、処分について検討する。

場合には追加担保の徴収等を含む措置を講じる。

非鉄金属鉱物資源開発関連情報の収集・分析・提供

- ・ 我が国企業等による非鉄金属鉱物資源探鉱・開発の推進や、機構が実施するこれらに対する出資・融資・債務保証等の業務、地質構造調査等の実施に必要な主要鉱業国の地質・鉱床、鉱業政策・税制情報等を収集・提供する。
- 上記情報提供業務については、情報発信量について、中期計画で 定量的な目標を定めるとともに、定期的にアンケート調査、外部 評価等を実施して、我が国企業等の満足度に関するデータを集計 して、業務の適切な見直し、改善を実施することにより、これを 向上させる。

非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクト支援のための地質構造等の調査

a 地質構造等調査

・ 我が国企業等による非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発を支援する ため、我が国企業等のニーズを踏まえた国内外における地質構 造調査及び深海底における鉱物資源探査を実施する。 ・ 融資案件については、当該年度事業完了後2ヶ月以内に貸付先から完了報告書を提出させ、資金の使用状況についての審査を実施し、必要に応じて、現地調査により、証票類や探鉱実施状況等を調査するとともに、債権管理を確実に行うため、担保再評価を行い、必要な場合には追加担保の徴収等行う。

非鉄金属鉱物資源開発関連情報の収集・分析・提供

- ・ 収集した情報については、積極的にデータベースに蓄積し、衛星 画像解析等の手法も活用しながら解析を行い、自ら実施する地質 構造調査等に活用するとともに、我が国企業等に提供する。この ため、ホームページ上の検索システムを強化して利便性をより向 上させつつ、最新情報のホームページによる提供を週1回実施す るとともに、収集・解析した情報をレポート等に取りまとめ、年 4回以上提供する。さらに、内外の有識者によるセミナー・講演 会等を年2回以上開催し、多角的な情報提供を目指す。
- ・ こうした情報の発信については、機構のホームページへのアクセス件数、定期刊行物の発行部数及びセミナー・学会の発表回数を中期目標期間中にそれぞれ10%以上増加させる。
- ・ 毎年度、関連業界、機構の事務所への来訪者、機構のホームページ訪問者等に対して、情報提供の評価についてのアンケート調査を行い、利用者の満足度と将来におけるニーズを把握しつつ、調査結果を業務に反映させて、必要な見直し、改善を実施して、機構が提供するサービスに対する肯定的評価70%以上を達成する。

非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクト支援のための地質構造等の調査

a 地質構造等調査

・ 地質構造調査の対象地域については、我が国企業等から募集し、 機構が有する資源保有国の地質・鉱床、探鉱・開発等の情報や衛 星画像解析等による地質・鉱床等の情報解析等をもとに案件を抽

- ・ 地質構造調査の対象地域については、機構が実施する鉱業情報 収集等業務による地質・鉱床等の情報及び我が国企業等への ニーズ調査等をもとに、その後の企業等による鉱山開発に繋が る可能性が高い地域に重点化する。
- 海外における地質構造調査の実施に当たっては、我が国企業等から負担金を徴収することとし、予め調査期間を設定するとともに、プロジェクトが長期化する場合は企業負担率を上昇させる。
- ・ 深海底における鉱物資源探査については、希少金属やベースメタルを豊富に含有する深海底鉱物資源の賦存状況に関するデータを取得する。特に、中部太平洋のコバルト・リッチ・クラスト鉱床調査については、国際連合のマイニングコードが策定された場合、公海上における鉱区申請対象とする地域の選定に必要となるデータの収集・蓄積を実施する。
- ・ 地質構造等調査の結果取得した地質データ等は、守秘義務等の 制約により公開不可能なものを除き、データベースを整備して 我が国企業等に対して公開する。

- 出し、我が国産業需要における重要性、対象鉱区の今後の我が国 企業等による権益確保における戦略的重要性、地質環境及び投資 環境等の要件から構成される明確な採択基準に基づいて、我が国 企業等による鉱山開発に繋がる可能性の高い地域に限定して採択 する。
- ・ 海外における地質構造調査の実施に当たっては、予め調査期間 (最長5年とする。)を設定し、期間内に調査を終了させる。業 務の延長に係る厳格な評価をした結果、有望な鉱徴が認められる 等、開発に繋がる見込みが高いと判断された案件に限って調査を 延長する。調査期間が5年の案件については中間年次において見 直しを実施する。また、調査開始から4年以降については、企業 負担率を3分の2まで上昇させる。
- ・ 深海底における鉱物資源探査については、希少金属やベースメタルを豊富に含有する深海底鉱物資源の賦存状況に関するデータを取得するため深海底鉱物資源探査専用船を活用し、年1回以上、業務計画、データ取得の方法、有望地域の選定等について、外部専門家の意見を聴取しつつ、効率的、効果的に調査を実施する。
- ・ 深海底におけるコバルト・リッチ・クラスト鉱床調査について は、中部太平洋の公海域におけるデータを収集し、国際連合のマ イニングコードが策定された場合、公海上における鉱区申請対象 とする地域の選定に必要となるデータの迅速かつ適切な使用が可 能となるようにデータベースを整備する。
- ・ 深海底における鉱物資源探査によりこれまで蓄積された情報について、中期目標期間終了までに90%以上データベースに蓄積する。
- ・ 地質構造等調査の調査結果については、負担金を徴収した企業等 と共有するとともに、データベースに蓄積し、権益確保等に悪影 響を及ぼさない範囲でその概要を公表する。

- b. 我が国企業等の海外における地質構造調査への助成
- 海外における地質構造の調査に係る助成金の交付については、 外国企業と共同で探鉱に必要な地質構造調査を実施する我が国
- b. 我が国企業等の海外における地質構造調査への助成
- ・ 海外における地質構造の調査に係る助成金の交付については、我 が国に対する非鉄金属鉱物資源の安定供給に資する案件かつ鉱山

- 企業等に対し、資金の一部を助成する。
- ・ 案件の採択に当たっては、助成対象鉱種等の明確な採択基準を 設定・公表し、それに即した案件の採択を実施する。また、助 成期間を限定するとともに、プロジェクトが長期化する場合 は、助成率を減少させる。

- c. 開発途上国国営鉱山公社等との共同調査
- ・ 国からの委託を受けて、開発途上国における国営鉱山公社等と 共同で、非鉄金属鉱物資源賦存の可能性のある地域の抽出及び 新鉱床が期待される地域の地質状況を把握するための調査等を 実施する。
- ・ 調査結果については、定期的に、成果報告会を開催し、我が国 ・ 企業等に対して、積極的に情報提供を行い、調査の結果特に有 望と判断された案件については、我が国企業が確実に地質構造 調査又は企業探鉱へ引き継ぐことを促進する。
- ・ 国からの委託を受けて、開発途上国の政府機関からの要請により実施する調査については、非鉄金属鉱物資源賦存の可能性のある地域の抽出、新鉱床の発見を目的とした調査を行い、相手国の経済発展に資するとともに、相手国の政府機関等に対して、当該調査技術の技術移転を実施する。上記調査については、定期的にアンケート調査、外部評価等を実施して、相手国の政府機関等の満足度に関するデータを集計し、適切な見直し、改善を実施して、これらを向上させる。

- 開発に引き継がれる可能性の高い案件に限定して、助成を行う。
- ・ 案件の採択に当っては、毎年度、機構のホームページ等による助成事業の公募を実施するとともに、必要に応じて追加公募を実施し、事業内容、我が国産業需要における重要性、対象鉱区の今後の我が国企業等による権益確保における戦略的重要性、地質環境及び投資環境等の要件から構成される明確な採択基準を設定する。
- ・ 採択基準については、機構のホームページ等により公表する。
- ・ 助成期間は最長5年とし、4年以上プロジェクトを継続する場合 には助成率を3分の1まで減少させる。
- c. 開発途上国国営鉱山公社等との共同調査
- ・ 国からの委託を受けて、機構が保有するノウハウ、情報を活用して、開発途上国における国営鉱山公社等と共同で、非鉄金属鉱物資源賦存の可能性のある地域の抽出及び新鉱床が期待される地域の地質状況を把握するための調査等を実施する。
- ・ 調査結果については、年1回以上、成果報告会を開催し、我が国 企業等に積極的に情報を提供するとともに、調査の結果特に有望 であると判断された案件については、現地説明会を行い、我が国 企業が当該案件を確実に地質構造調査又は企業探鉱へ引き継ぐこ とを促進する。
- ・ 国からの委託を受けて、開発途上国の政府機関からの要請により 実施する調査については、毎年度、相手国の政府機関等に対し て、アンケート調査を行い、利用者の満足度を把握し、調査結果 を業務に反映させて、必要な改善を実施して、機構が提供する サービスに対する肯定的評価70%以上を達成する。

非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発等に係る技術開発の推進

非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発等に係る技術開発の推進

a. 戦略的・重点的な技術開発の推進

a. 戦略的・重点的な技術開発の推進

- ・ 鉱物資源探査技術等の開発については、以下の3つに限定して 戦略的、重点的に取り組む。
 -)機構自らが利用する探査技術に係る技術開発
 -) 我が国企業等のニーズに基づく技術開発であって、我が国の 非鉄金属鉱物資源の安定供給確保等の政策的必要性が高いもの
 -)資源国との関係強化や情報収集を目的として、開発途上国・ 地域に固有な技術課題について、相手国の研究機関との協力に より実施する技術開発

- b.効率的、効果的な技術開発の実施
- ・ 非鉄金属鉱物資源探鉱・開発関連の技術開発の実施に当たっては、個別の技術開発プロジェクトについて、プロジェクト毎に事前評価及び中間評価を行い、技術開発の成果の利用可能性、技術的有望性に照らした目標・計画の妥当性等に関して、外部専門家による厳格な技術評価や費用対効果分析を実施することとし、案件採択、業務継続の要否、資金の配分等に反映させる。また、プロジェクト終了後、外部専門家による厳格な技術評価を実施し、成果の検証、費用対効果の分析を実施するとともに、その結果を公表する。

- 中期目標期間においては、以下の技術開発に限定して、戦略的、 重点的に取り組む。
-)機構自らが利用する探査技術に係る技術開発
 - ; 高精度物理探査技術の開発、リモートセンシングによる探査技術の開発等

機構自らが実施する地質構造の調査等の業務の効率的実施に資する鉱物資源探査技術等に係る技術開発等を実施する。得られた 結果については速やかに地質構造の調査の業務に反映させる。

-) 我が国企業等のニーズに基づく技術開発であって、我が国の非鉄 金属鉱物資源の安定供給の確保等の政策的必要性の高いもの
 - ; 製錬施設を活用した製錬・リサイクルハイブリッドシステムの 開発等

これらの案件については、年1回以上我が国企業等に対してヒアリング調査等を実施し、我が国企業等のニーズに基づく技術課題を把握・整理して、実用化・波及効果の高い技術を対象とした技術開発を実施する。

-) 資源国との関係強化や情報収集を目的として、開発途上国・地域 に固有な技術課題について、相手国の研究機関との協力により実 施する技術開発
 - ; 製錬所煙灰の無害化金属回収技術、製錬所排煙・廃水対策技術 等に関する研究協力
- b. 効率的、効果的な技術開発の実施
- 各プロジェクトの実施に当たっては、外部専門家の意見を聴取し つつ、事業計画、試験結果及び解析方法等の検討を行い、事業を 適切に実施する。
- ・ 事前評価及び中間評価については技術評価ガイドラインを策定 し、これに基づいた外部専門家による厳格な技術評価をプロジェ クト毎に実施する。新規案件の採択に際して、技術開発の成果の 利用可能性、技術的有望性に照らした目標・計画の妥当性等に関 して、外部専門家による技術評価を実施することとし、業務の目 標、実施体制等の検討を行い、採択の可否を検討する。また、技

術開発の期間が5年以上の案件については、中間年次において外 部の有識者による中間評価を行い、業務継続の要否、資金の配分 等に反映させる。

- ・機構が実施する技術開発のうち、基礎的、専門的分野で共同研究 の実施が適当である分野については、外部知見の活用を活用する ため、必要に応じ、内外の大学等の研究機関や企業等との共同研 究を実施する。
- ・ プロジェクト終了後に外部専門家による事後評価を実施し、成果 の検証、費用対効果の分析等を実施するとともに、機構のホーム ページ等にその成果を公表する。

2. 資源国家備蓄等の推進

(1)石油・石油ガス国家備蓄の安全かつ機動的な統合管理と民間備蓄 の支援

国家備蓄石油・石油ガスの安全かつ適切な管理

- a . 国家備蓄石油・石油ガスの品質等の適切な維持・管理
- ・ 国家備蓄石油・石油ガスの蔵置状態、搬出・搬入時、基地内移 送時等の数量・品質を的確に把握し、国に定期的に報告する。
- ・ 国家備蓄石油・石油ガスの品質管理基準等の見直しを行い、国 に提案し、より統一的かつ適切な管理を実施する。
- 原油需給状況等を踏まえ、最も適した品質の石油を購入できる よう、国に必要な情報を提供する。
- 国が国家備蓄石油ガスの積み増しを実施する際に、民生用に広 く流通している良質の石油ガスを購入できるよう、国に必要な 情報を提供する。

2. 資源国家備蓄等の推進

(1)石油・石油ガス国家備蓄の安全かつ機動的な統合管理と民間備蓄 の支援

国家備蓄石油・石油ガスの安全かつ適切な管理

- a . 国家備蓄石油・石油ガスの品質等の適切な維持・管理
- 国家備蓄石油・石油ガスの蔵置状態、搬出・搬入時、基地内移送 時等の数量・品質を操業サービス会社及び民間石油会社等との間 で的確に把握し、国に対して数量、管理状況等について毎月1 回、品質状況について毎年度報告する。
- | 国が国家備蓄石油の油種入替等を実施する際に、我が国全体の | ・ | 国家備蓄石油・石油ガスの品質管理基準について、定期的に数 量、品質等を検証し、必要に応じて、新たな品質管理の方法を取 り入れる等の見直しを行い、国に提案し、より統一的かつ適切な 品質管理を実施する。
 - 国が国家備蓄石油の油種入替等を実施する際に、我が国全体の原 油需給状況等を踏まえ、長期備蓄に不適な高濃度硫化水素含有原 油の入替及び我が国全体の原油需給状況等に適合した軽・中質原 油の比率・油種構成を達成するため、国に必要な情報を提供す る。
 - 国が国家備蓄石油ガスの積み増しを実施する際に、民生用に広く

b. 国家備蓄基地の安全な管理

- ・ 国家備蓄基地の安全を確保して、これまで維持してきた無事 故・無災害の実績を中期目標期間内において継続する。
- ・ 国家備蓄石油・石油ガスの万一の流出に備え、防除対策を厳重 に講じるとともに、危機管理の観点から、業務項目の点検、適 切な損害保険の付保、危機対応マニュアル等の整備を実施す る。
- ・ 国家備蓄石油・石油ガスを安全に管理し、環境への影響を極小 化するため、環境に与える影響のモニタリングや調査・分析を 実施する。

流通し品質が保持された石油ガスを購入できるよう、国に必要な情報を提供する。

b. 国家備蓄基地の安全な管理

・ 以下に掲げる職員の教育訓練、関係機関との連携強化、統一的な 安全基準の策定を通じた防災水準の向上により、国家備蓄基地の 安全を確保して、中期目標期間内において無事故・無災害の実績 を継続する。

i)職員の教育訓練の実施

操業サービス会社が実施する職員の教育訓練を支援し、安全対策の知見の標準化と相互共有化や共同研修・訓練を実施するとともに人材交流を拡大する。

ii)関係機関との連携強化

すべての基地において地方公共団体、消防、海上保安庁、警察 等との平常時からの連携体制を強化し、共同訓練等を実施する。

iii)統一的な安全性評価基準の策定

安全防災の確保に関する調査研究を通じて統一的な安全性評価基準を策定し、各基地の評価を実施する。

- ・ 国家備蓄石油・石油ガスの万一の流出に備えるため、引き続き回収システムやオイルフェンス等の対策や訓練を実施する。また、機構及び操業サービス会社の行う各業務項目を危機管理の観点から点検し、適切な損害保険を付保するとともに、万一の事故・災害発生においても自律的対応が図られるようマニュアルの整備等を行う。
- ・ 国家備蓄石油・石油ガスを安全に管理し、環境への影響を極小化 するため、常に環境に与える影響のモニタリングや調査・分析を 実施することとし、その結果や取り組みの状況について地域の住 民・環境関係機関等に対し広報を実施する。

c. 地域社会との共生

・ 機構の現地事務所を通じ、国家備蓄基地の管理を委託する操業 サービス会社等と共同で地方公共団体を始めとする関係機関との

c. 地域社会との共生

・ 国家備蓄基地は地域社会との共生の上にその機能が十分に発揮

- されるものであることを踏まえ、地方公共団体等の関係機関と 密接な協力関係を強化し、信頼関係を構築する。
- 国家備蓄事業に対する地域社会の理解を深めるため、機構の現 地事務所等を通じ、国家備蓄基地の広報展示施設やパンフレッ ト等を利用して、地域社会に対する広報活動を実施する。広報 活動については、定期的にアンケート調査、外部評価を実施し て広報展示施設訪問者等の満足度に関するデータを集計し、適 切な見直し、改善を実施して、これらを業務に反映する。

d. 国際協力

- IEA等の機関へ積極的に参画し、また、機構が有する海外事 務所のネットワークを活用することにより、国際エネルギー情 勢等に関する情報を収集・蓄積するとともに、国際機関、備蓄 制度を有する諸外国の備蓄実施機関等との連携に努め、意見交 換等を通じて得られる知見を活用して、国家備蓄の統合管理業 務の安全性、効率性、機動性を向上する。
- ・ 国が進めるアジア各国の石油備蓄体制強化に向けた取り組みへ の協力を、専門家派遣等により人的・技術的な面で支援する。

- 連絡体制の維持・拡充を図り、緊密な連携・協力関係を強化、維 持する。さらに、地元関係企業等との情報交換を通じて地域社会 との交流・連携を促進する。
- 国家備蓄事業に対する地域社会の理解を深めるため、機構の現地 事務所等を通じ、操業サービス会社と協力して、国家備蓄基地の 広報展示施設の案内やパンフレット等の配布を広く実施するとと もに、地方公共団体や教育委員会の協力を仰ぎ、地域説明会等の 開催、広報展示施設や国家備蓄基地への訪問者受入(特殊法人の ときは年間10万人程度)等を通じて、国民が国家備蓄事業に接 する機会を充実させ、中期目標期間中にこれらの参加者、訪問者 数等を5%以上増加させる。また、広報展示施設への訪問者に対 するアンケートを実施し、訪問者の満足度を把握し調査結果を業 務に反映させ、これを踏まえて広報展示施設や広報活動を改善し て機構が提供するサービスに対する肯定的評価70%以上を達成 する。

d. 国際協力

- ・ IEA等関連会議・ワークショップへ積極的に参加するととも に、機構が有する海外事務所のネットワークを活用して、国際エ ネルギー情勢、石油市況等の動向、諸外国の備蓄制度等に関する 情報を収集する。得られた情報はデータベースに蓄積し、関係部 署へ提供することにより、備蓄業務の安全性・効率性の向上に活 用する。
- 国際機関、備蓄制度を有する諸外国の備蓄実施機関等と連携し、 緊急時対応体制強化や共有する問題点の改善に向けた協力、先進 的な事例の導入を実施することにより、備蓄業務の安全性、効率 性、緊急時対応の機動性を向上する。
- 国が進めるアジア各国の石油備蓄体制強化に向けた取り組みへの 協力を、備蓄専門家の派遣、備蓄調査ミッションの受入等の実施 を通じ、人的・技術的な面で支援する。
- e . 国家備蓄の安全かつ適切、効率的かつ機動的な実施のための調 e . 国家備蓄の安全かつ適切、効率的かつ機動的な実施のための調査

査研究・技術開発の推進

- ・ 国家備蓄の統合管理業務の一環として、中長期的な観点から、 国家備蓄の費用の低減、国家備蓄基地における安全性の維持・ 向上等を実現するための調査研究・技術開発を実施する。
- ・ 調査研究・技術開発の成果については、外部評価を受けるとと もに、国家備蓄基地の現場における実証試験等を通じて効果・ 効用を検証し、これを踏まえ計画的に導入する。
- ・ 備蓄基地施設、備蓄体制等の維持・管理に必要な技術情報、技術・ノウハウの集約化、体系化、技術者の育成等により、基地施設の技術的課題に対応する体制を整備し、安全性及び機動性を強化する。

f . 国民に対する積極的な情報提供

・ 機構は、国家備蓄石油・石油ガスの数量について機構のホーム ページを通じて毎月公表する等によって、積極的に国民に情報 提供を実施する。

機動的な備蓄放出

- ・ 国家備蓄石油の機動的な放出を実施するため、経済産業大臣の 放出決定に基づき、国の入札による売却先決定の日から7日目 以降、順次、国家備蓄石油の放出が可能な体制を整備する。
- ・ このため、緊急時における国家備蓄石油の放出において、想定 しうる事態や規模に対応できるよう放出マニュアル等の整備、 必要な訓練の実施、補修等の年間計画の管理を行う。
- ・ 国家備蓄石油ガスの緊急放出体制について、操業開始までに、 国家備蓄石油と同程度に機動的な放出が可能な体制、放出マニュアル等を整備する。

研究・技術開発の推進

- ・ 国家備蓄事業の中長期的な費用の低減、安全性、機動性の向上等の効果が期待できるテーマ別調査研究・技術開発を産学官の連携等により実施する。特に、地下備蓄方式については、維持管理・建設面で高度の技術ノウハウ、専門知識等を要することから、安全性及び機動性の強化のための技術力を蓄積・向上する。
- 調査研究・技術開発の成果については、知見を有する外部専門機関による外部評価を受けるとともに、国家備蓄基地の現場における実証試験等を通じてその効果・効用を検証し、これを踏まえ計画的に導入する。また、その成果及び導入実績についてデータベースに蓄積するとともに、国に報告する。
- ・ 操業サービス会社と連携し、操業に携わる技術系人材の訓練を通じた育成をする。

f . 国民に対する積極的な情報提供

・ 国家備蓄石油・石油ガスの数量について、機構のホームページを 通じて毎月公表する等によって、積極的に国民に情報提供を実施 する。

機動的な備蓄放出

- ・ 経済産業大臣の放出決定に基づき、国の入札による売却先決定の 日から7日目以降、順次、国家備蓄石油の放出を可能とするため、以下のような体制の整備を行う。
 -) 石油国家備蓄基地・民間タンク借上基地の補修等の年間事業 計画を的確に管理する。
 -)緊急放出訓練を毎年度計画的に実施することにより、許認可 の取得等各種手続きの迅速化や、国家備蓄石油の払出業務を 委託する操業サービス会社の荷役技能を維持・向上する。
 -) I E A 主要加盟国の緊急放出体制の現状、放出時の入札予定 価格等の情報についても情報収集、分析し、これらの結果を 踏まえ、適宜放出マニュアル等の改正を実施する。
- 国家備蓄石油ガスの緊急放出体制について、国家備蓄石油と同程

石油ガス国家備蓄基地の着実な整備と操業準備

- ・ 現在、5箇所で進められている石油ガス国家備蓄基地建設については、地上タンク方式の七尾基地、福島基地及び神栖基地は平成17年度、地下備蓄方式の波方基地及び倉敷基地は、それぞれ平成20年度及び平成21年度を完成の目標として整備する。これを踏まえ、中期計画において、各基地毎に、建設作業工程等の中期目標期間中における具体的目標を設定し、毎年度その達成度を評価する。
- ・ 中期目標期間中に建設が終了する石油ガス国家備蓄基地については、石油ガス搬入までに操業体制を確立し、円滑な操業開始を実現する。
- ・ 国家備蓄石油ガスの緊急放出体制を確立するため、放出マニュ アル等を整備し、中期目標期間中に操業を開始する備蓄基地に ついては、操業開始までに機動的な放出が可能な体制を整備す る。

度に機動的な放出を可能とする体制を早急に確立することとし、 操業開始までに緊急時における放出対応体制、放出マニュアル等 を整備する。

石油ガス国家備蓄基地の着実な整備と操業準備

現在、5箇所で進められている石油ガス国家備蓄基地建設の完成 予定及び年度別進捗率の目標を以下の通りとし、適切な工程管理 の下に基地建設を推進する。

| 立地点 | 七尾 | 福島 | 神栖 | 波方 | 倉敷 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | (地上) | (地上) | (地上) | (地下) | (地下) |
| 完成予定 | H17年11月 | H17年11月 | H17年12月 | H20年12月 | H21年7月 |
| 進捗率 | | | | | |
| 16年度末 | 85 ± 5% | 85 ± 5% | 75 ± 5% | 35 ± 5% | 30 ± 5% |
| 17年度末 | 100% | 100% | 100% | 55 ± 5% | 50 ± 5% |
| 18年度末 | | | | 80 ± 5% | 65 ± 5% |
| 19年度末 | | | | 95 ± 5% | 90 ± 5% |

- ・ 中期目標期間中に建設が完了する七尾基地、福島基地及び神栖基 地については、石油ガス搬入までに、操業サービスを委託する事 業者との間において操業委託に必要な組織・人員を確定するとと もに、操業に携わる人員に対し、所要の教育・訓練を行い、安 全・確実に操業する体制を整備する。
- ・ 国家備蓄石油ガスの緊急放出体制を確立するため、5箇所の基地 の設備仕様・立地条件及び国内需給バランス等の既存情報を収 集・整理するとともに、国家備蓄石油ガスの売却方法、価格設 定、移送方法等についての放出マニュアル等を整備する。また、 中期目標期間中に操業を開始する七尾基地、福島基地及び神栖基 地については、操業開始までに上記放出マニュアル等の遵守を徹 底する等、所要の体制を整備する。

民間企業による石油・石油ガス備蓄への融資等

民間企業による石油・石油ガス備蓄への融資等

- ・ 民間石油・石油ガス備蓄義務者に対する石油・石油ガス購入資 ・ 金の融資及び共同備蓄基地整備に対する出資・融資について は、借入等申込み時に適切かつ厳格な審査を実施する。
- ・ 融資業務については、利用者の利便性を向上するため、事務手続きの改善や審査期間の短縮を実現する。
- ・ 民間石油・石油ガス備蓄義務者に対する石油・石油ガス購入資金 の融資及び共同備蓄基地整備に対する出資・融資については、民 間石油・石油ガス備蓄義務者等からの借入等の申込みに対し、事 業内容、財務状況の要件等を適切かつ厳格に審査し、融資等を実 施する。
- ・ 新たな融資等に当たっては、最新の財務データ、分析情報、業界 動向等の的確な情報について民間金融機関等の協力を得て収集 し、適正な財務分析を行った上で採択審査を実施する。
- ・ 民間石油・石油ガス備蓄義務者が国に対し迅速な利子補給申請が 可能となるよう、融資審査マニュアル等の見直しを行い、審査期 間を利子補給金交付の前月末日までの4週間に短縮する。(特殊法 人のときの実績は6週間程度)
- (2) 希少金属鉱産物の国家備蓄の安全かつ適切、機動的な実施

国家備蓄希少金属鉱産物の安全かつ適切な管理

- ・ 国家備蓄の実施機関として、安全かつ適切に、備蓄物資の買入れ、備蓄倉庫の保守管理を実施する。
- ・ 備蓄対象鉱種については、ニッケル、コバルト、クロム、マンガン、バナジウム、モリブデン、タングステンの7鉱種とし、 備蓄目標量については当面現状の備蓄水準を維持する。また、 備蓄対象鉱種、備蓄目標量の変更等については、平成16年度 及び平成17年度における総合資源エネルギー調査会鉱業分科 会における見直し結果を踏まえることとする。
- ・ 希少金属鉱産物備蓄の重要性、実施状況等を機構のホームページ等を通じて公表することとし、希少金属鉱産物備蓄について 積極的に国民に情報提供を実施する。

機動的な備蓄放出

・ 国家備蓄希少金属鉱産物の放出については、国民経済又は産業 活動に重大な支障が生じる又は生じる恐れがある場合、供給障 害が生じた場合及び備蓄物資の価格が一定期間以上著しく上昇 し、かつ、価格の安定化を図る必要が生じた場合に実施する。 (2) 希少金属鉱産物の国家備蓄の安全かつ適切、機動的な実施

国家備蓄希少金属鉱産物の安全かつ適切な管理

- ・ 備蓄物資を安全かつ適切に管理するため、安全管理マニュアルを 整備するとともに、備蓄物資の品質保持の観点から定期的に品質 検査を実施する。また、安全管理マニュアルの確実な実施のた め、職員等の教育訓練の徹底と地域関係機関との連携を確保す る。
- ・ 希少金属鉱産物備蓄の重要性、実施状況等を機構のホームページ 等を通じて公表することとし、希少金属鉱産物備蓄について積極 的に国民に情報提供を実施する。

機動的な備蓄放出

・ 国家備蓄希少金属鉱産物の放出については、備蓄物資購入希望者 に対する事前資格審査を実施するとともに、放出マニュアルを整 備し、状況に変化がある場合は、速やかに見直すことにより、国 から機構への放出要請に応じる場合に、要請の日から12日目・ ただし、当面の備蓄水準について削減が可能と考えられるニッケル、クロム、マンガン、モリブデンの4鉱種については平常時においても売却することができるものとする。

- ・ 国家備蓄希少金属鉱産物の機動的な放出を実施するため、国から機構への放出要請に応じる場合に、国からの放出要請の日から 12日目以降、順次、国家備蓄希少金属鉱産物の放出が可能な体制を整備する。
- 以降、順次、国家備蓄希少金属鉱産物の放出が可能な体制を整備 する。
- ・ 備蓄物資を適切に放出するため、外部専門家による専門的見地からの意見を参考にしつつ、備蓄物資の価格トレンドを把握するとともに、より長期的な価格トレンドを把握するために、備蓄物資の需給動向に係る調査を実施する。

3. 鉱害防止の支援

我が国企業による鉱害防止事業への融資

・ 我が国企業による鉱害防止事業への融資業務については、鉱害 防止工事を実施する我が国企業からの案件申請に対し、予め設 定した採択基準に基づき、鉱害防止事業計画の妥当性、業務実 施者の要件等を審査し、鉱害防止業務を実施するために必要な 業務資金に係る融資を適切に実施する。

3.鉱害防止の支援

我が国企業による鉱害防止事業への融資

- ・ 我が国企業による鉱害防止事業への融資業務については、鉱害防止工事を実施する我が国企業からの案件申請に対し、予め設定した採択基準に基づき、鉱害防止事業計画の妥当性、業務実施者の要件等を審査し、鉱害防止業務を実施するために必要な業務資金に係る融資を適切に実施する。
- ・ 融資業務については、当該年度事業完了後2ヶ月以内に貸付先から完了報告書を提出させ、資金の使用状況についての審査を実施し、必要に応じて現地調査を実施し、証票類や鉱害防止事業実施状況等を調査するとともに、債権管理を確実に行うため、担保再評価を行い、必要な場合には追加担保の徴収等を行う。

鉱害防止調査・指導

a. 鉱害防止調査指導業務

・ 我が国における鉱害防止事業全体の中で、機構が保有・維持する鉱害防止のための広範な技術的ノウハウを踏まえて、機構が実施することが最も効率的となる業務を厳選し、地方公共団体等が実施する鉱害防止事業の効率化を支援するために必要な情報の提供、技術面のコンサルティング、研修事業の実施等のサービスを国、地方公共団体等のニーズを踏まえ、効率的、効果的に提供する。

鉱害防止調査・指導

a . 鉱害防止調査指導業務

- 地方公共団体等からの要請に対し、我が国における鉱害防止事業 全体の中で、機構が保有・維持する鉱害防止のための広範な技術 的ノウハウを踏まえて、機構が実施することが最も効率的となる 業務を厳選し、情報の提供、技術面のコンサルティング等のサー ビスを提供する。
- 地方公共団体等が実施する鉱害防止工事について、国が緊急度や 工事手法・工事金額等の適正化を検討する際に必要な情報の提供

b. 鉱害防止技術調査業務

- ・ 鉱害防止技術調査業務については、休廃止鉱山において鉱害防止業務を実施する地方公共団体及び我が国企業等を支援し、鉱 害の防止を確保しつつ当該業務に係る費用を低減化するため、 効率的な鉱害の発生源対策及び坑廃水処理等に関する技術の調 査を、地方公共団体及び我が国企業等のニーズを踏まえ、実用 化の可能性と波及効果の高い技術を対象に、外部の有識者の意 見を聴取しつつ、計画的、効果的に実施する。
- ・ 鉱害防止技術調査の実施に当たっては、プロジェクト毎に事前 評価及び中間評価を行い、技術調査の成果の利用可能性、技術 的有望性に照らした目標・計画の妥当性等に関して、外部専門家 による厳格な技術評価や費用対効果分析を実施することとし、 案件採択、業務継続の要否、資金の配分等に反映させる。ま た、プロジェクト終了後、外部専門家による厳格な外部評価を 実施し、成果の検証、費用対効果の分析を実施するとともに、 その結果を公表する。

及び技術的支援を国に対し実施する。

- ・ 地方公共団体の鉱害防止担当者等を対象とした研修を年1回以上 開催し、鉱害防止技術・ノウハウを普及させるとともに、現場の 技術的ニーズを踏まえた機構の事業展開に資するため、地方公共 団体が実施する鉱害防止事業の現場の実状についての情報収集を 実施する。
- ・ 鉱害防止技術指導委員会を年1回以上開催し、調査手法・評価方 法の技術的妥当性について外部専門家からの意見を聴取し、機構 が実施する業務の質の向上・効率化を実現する。

b. 鉱害防止技術調查業務

- ・ 鉱害防止技術調査業務については、毎年度関係機関からのヒアリング調査等を実施し、これらニーズに基づく技術課題を把握・整理して、実用化の可能性と波及効果の高い技術を対象に実施する。
- ・ 各プロジェクトの実施に当たっては、外部専門家の意見を聴取し つつ、事業計画、試験結果及び解析方法等の検討を行い、事業を 適切に実施する。
- ・ 鉱害防止技術調査の実施に当たっては、事前評価及び中間評価については、技術評価ガイドラインを策定し、プロジェクト毎に、これに基づいた外部専門家による厳格な技術評価を実施する。新規案件の採択に際しては、技術調査の成果の利用可能性、技術的有望性に照らした目標・計画の妥当性等に関して、外部専門家による技術評価を実施することとし、事業の目標、実施体制等の検討を行い、採択の可否を検討する。また、調査の期間が5年以上の案件については、中間年次において外部専門家による中間評価を行い、業務継続の要否、資金の配分等に反映させる。
- ・ 機構が実施する技術調査のうち、基礎的、専門的分野で共同研究 の実施が適当である分野については、外部知見を活用するため、 必要に応じ、内外の大学等の研究機関や企業等との共同研究を実 施する。
- ・ プロジェクト終了後は、外部専門家による厳格な事後評価を実施

地方公共団体からの坑廃水処理施設の運営受託

・ 地方公共団体からの委託を受けて実施する義務者不存在休廃止 鉱山に係る鉱害防止業務のうち、大規模な坑廃水処理施設の運 営については、委託契約に基づき放流する処理水の水質維持を 着実に実施する。

鉱害防止積立金・鉱害防止事業基金の管理

- ・鉱害防止事業を実施する義務者からの鉱害防止積立金、鉱害防止・・ 事業基金の受け入れ、管理及び費用の支払いを、関係法令に基づ き着実に実施する。
 - . 財務内容の改善に関する事項
- ・ 運営費交付金その他国からの資金を充当して実施する業務につ 1.予算(別紙1:検討中) いては、「業務運営の効率化に関する事項」及び「国民に対して 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」で定 めた事項を実現するための中期計画の予算、収支計画及び資金 計画を作成し、当該予算、収支計画及び資金計画による適切な 運営を実施する。
- 運営費交付金を財源にして実施する業務のうち、内外の資源開 発関連情報の収集・調査、アジア各国の石油備蓄体制強化に向 けた協力等の業務については、受託収入等の自己収入を増大さ せる。
- 財務内容の健全性を維持する観点から、短期資金の借り入れに ついては、特段の事情がない限り、厳に慎む。
- ・ 石油・天然ガスの探鉱・開発に係る出資・債務保証、非鉄金属

し、成果の検証、費用対効果の分析等を実施するとともに、機構 のホームページ等により成果を公表する。

地方公共団体からの坑廃水処理施設の運営受託

- ・ 大規模な坑廃水処理施設の運営受託業務については、これを適切 に実施して、受託期間中に放流する処理水の水質を委託契約に基 づく水質基準内に維持する。
- ・ 大規模な坑廃水処理施設の運営受託業務を着実かつ安全に実施す るため、災害・事故対応マニュアルを設定し、緊急時の連絡体 制、災害時の対応を明確化するとともに、年1回災害訓練を実施 し、連絡網の確認や災害時に想定している対処法の点検を実施す る。

鉱害防止積立金・鉱害防止事業基金の管理

- 鉱害防止事業を実施する義務者からの鉱害防止積立金、鉱害防止 事業基金の受け入れ、運用・管理及び費用の支払いについては、 関係法令に基づき着実に実施する。
- . 予算、収支計画及び資金計画
- 2. 収支計画(別紙2:検討中)
- 3. 資金計画 (別紙3:検討中)

. 短期借入金の限度額

運営費交付金等の受入れが最大3ヶ月遅れた場合、事故の発生など により緊急時対策費が必要となった場合等を想定して、石油公団及び 金属鉱業事業団の過去3年間の年間平均支出額1,086億円の約 3ヶ月分(3/12)272億円に加えて、

)希少金属鉱産物備蓄資金に係る資金調達に関しては、関係方面と の調整が困難になった場合や長期の資金調達時期の集約を行う場 鉱物資源の探鉱・開発に係る出資・融資・債務保証業務につい ては、今後の収益見通しの適切な評価に基づく個別算定法等に よる引当金の計上と損失処理を実施する。

新たな調査ニーズの発生等による特段の事情変更が無い限り、 深海底鉱物資源探査専用船(第2白嶺丸)を中期目標期間中に 廃船するとともに、専用停泊基地の処分を実施する。それまで の間、深海底鉱物資源探査専用船舶の有効活用に努め、関連機 関へ貸付ける。

合を想定した 億円

) 民間石油・石油ガス購入資金融資及び共同備蓄基地整備資金融資 に係る資金調達に関しては、関係方面との調整が困難になった場 合を想定した 億円

を加算した金額を短期借入金の限度額とする。

. 重要な財産の譲渡・担保、処分計画

新たな調査ニーズの発生等による特段の事情変更が無い限り、深海 底鉱物資源探査専用船 (第2白嶺丸)を中期目標期間中に廃船すると ともに、専用停泊基地の処分を実施する。それまでの間、深海底鉱物 資源探査専用船の有効活用に努め、関連機関へ貸付ける。

. 剰余金の使涂

各勘定に剰余金が発生したときには、後年度負担に配慮しつつ、 各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当できる。

- 広報や成果発表、成果展示等
- ・ 研究開発の促進、追加的な情報収集・分析活動
- ・ 地質構造調査の促進、地質情報・技術情報の追加購入
- ・ 職員の資質向上のための研修、短期任期付き職員の新たな雇用、 職場環境改善、福利厚生の充実
- ・ 出資、信用(債務保証基金)の積増し
- ・ 備蓄資産の買入れのための借入金利息の支払い
- ・ 債券の発行に係る経費
- ・ 備蓄に必要な保管経費
- ・ 備蓄資産の買入
- ・ 備蓄資産の買入のための借入金(債券)の返済
 - その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- 1.人事に関する計画
- ・職員の能力及び専門性の向上と動機付けの強化を進めるため、職 員の能力と実績を公正かつ適正に評価し、これを適材適所の配置 2.人事に関する計画

その他業務運営に関する重要事項

- 1.施設・設備に関する計画 なし

と処遇へ反映させる人事評価制度を確立する。

2.その他の重要事項

- ・ 海外事務所の必要性を定期的に検証し、設置国・都市を弾力的 に見直す。
- ・ 国内における地質構造調査については、広域地質構造調査事業 にあっては平成15年度中に終了し、精密地質構造調査事業に あっては平成18年度までに終了するとともに、これに伴い、 速やかに過去のデータの整理を実施し、これを公開する。
- ・ 鉱害防止支援のための融資については、遅くとも平成19年度 価結果に基づき業務の休止・廃止を含めた見直しを実施する。
- ・ 非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発、鉱害防止等に係る技術研究所 については、中期目標期間における同技術研究所に投入する費 用と研究成果を比較考慮し、投入費用に見合う成果が見込まれ ない場合は、統廃合を検討する。

(1)方針

- 業務を効率的かつ効果的に実施できるよう、業務の実状及び重点 化等に即した人員の確保及び人員の最適配置等を図る。
- 業務部門と管理部門の業務量を勘案して、両部門に職員を効率的 に配置する。
- 中期目標期間中に、能力及び実績を公正かつ適正に評価し、適材 適所の配置と処遇への反映を実現する人事評価制度を確立し、評 価者訓練等を通じて定着させる。また、海外事務所、地方事務所 についても、人員の能力、実績を適正に評価して、人材を有効活 用する。
- 末までに、実績及び政策的必要性を踏まえた評価を実施し、評し・海外の資源開発企業の専門職員その他の内外の専門家など、出向 受入れ、任期付職員としての採用等により活用し、豊富な経験を 有した人材の活躍を通じた組織全体の専門性の向上を図る。

(2)人員に係る指標

常勤職員数

期初の常勤職員数:541人

(うち83人は国家石油ガス備蓄基地建設に係る任期付職員)

期末の営動職員数の見込み: 人

国家石油ガス備蓄基地の稼働に伴い生じる統合管理業務に従事する 常勤職員に対して、業務の効率化等により期初の常勤職員数において 対応する。

中期目標期間中の人件費総額

- 中期目標期間中の人件費総額見込み 百万円
- ・ ただし、上記の額は、役員報酬並びに の常勤職員及び任期付職 員の職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国 際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。
- 3 . 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、機構が石油ガス国家備

| 蓄会社から引き継いで実施する石 締結する各種の長期契約について | 油ガス国家備蓄基地の建設において 予定する。 |
|------------------------------------|---------------------------|
| 4.積立金の処分に関する事項 | なし |
| 5.その他の重要事項 | なし |